

2023年度入学生用

履修の手引

鳥取大学地域学部

目 次

はじめに	1
1. 科目の履修方法	2
2. 単位	3
3. 試験及び追試験、再試験	5
4. 卒業研究	5
5. 短期海外留学・短期海外派遣	6
6. 教育職員免許状	6
7. 諸資格の取得方法	7
8. 大学・短期大学を卒業又は退学し、新たに本学部の1年次に入学した学生の既修得単位の取扱いについて	7
9. 転コース、転学部	7
10. 各種手続一覧	8
11. 学生ホール、リフレッシュルーム、施設利用	8
12. 学級教員、オフィス・アワーなど	9
13. ハラスメント防止及び学生相談	9
14. 注意事項	10
15. その他	10
おわりに	10

附録

I. 規則等

1. 鳥取大学地域学部規則	11
2. 鳥取大学地域学部履修規程	13
3. 鳥取大学地域学部単位認定規程	22
4. 鳥取大学地域学部再試験規程	23
5. 鳥取大学地域学部転コース選考規程	24
6. 鳥取大学地域学部卒業研究取扱規程	25
7. 鳥取大学地域学部聴講生及び科目等履修生規程	26
8. 鳥取大学地域学部派遣学生・特別聴講学生規程	27
9. 鳥取大学地域学部教育実習の履修要件等に関する申し合わせ	28
10. 鳥取大学地域学部における専門科目の成績評価に関する申し合わせ	30
11. 鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程による単位の認定に係る申し合わせ	31
12. 鳥取大学全学共通科目履修規則	32
13. 鳥取大学単位認定規則	34
14. 鳥取大学における成績等の評価及びGPA制度に関する要項	35
15. 鳥取大学における海外実践教育科目の特例に関する規程	38
16. 鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程	39
17. 気象警報発令に伴う授業及び定期試験の取扱いについて	40
18. 試験における注意事項	41
19. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱いについて	42

II. 諸資格取得のための履修方法

1. 学校図書館司書教諭の資格	44
2. 社会教育主事の任用資格及び社会教育士の称号	44
3. 社会福祉主事の任用資格	46
4. 学芸員の任用資格	47
5. 日本語教員の任用資格	49
6. 保育士資格	50

III. その他

1. 地域学部教員名簿	53
2. 地域学部棟等配置図	56

はじめに

(1) 地域学部の設置目的

本学部は、生活の質の向上とその基礎である地域の持続可能な発展を目指して、地域の特性と諸課題を的確に捉え探究する知識、思考力、地域の課題解決に参画する社会的実践力を有する人材を養成することを目的として設置されている。この目的を果たすため、地域創造コース、人間形成コース、国際地域文化コースの3コースと、芸術文化センター、子どもの発達・学習研究センターの2センターを設置し、教育、研究、社会貢献にあたっている。各コースの設置目的は以下のとおりである。（「地域学部規則」参照）

【地域創造コース】 地域の現在及び将来の課題の解決に向けて、さまざまな主体との協働による地域の振興・活性化の方法、将来の望ましい地域のあり方を学び、積極的かつ主体的に取り組む地域創造に資するキーパーソンとなりうる人材を養成する。

【人間形成コース】 人間形成に関わる諸理論と実践を学び、学校教育のみならず、生涯にわたる人間形成の立場から、地域の人づくりを支えるキーパーソンを養成する。

【国際地域文化コース】 現代社会の構造と文化的特質、グローバルな文化と芸術文化、地域の生活文化など、様々な文化の関係性とそれが生活においてもつ意味を理解して、日本を含む世界の様々な地域で、異質なものを相互に認め合いながら、「一人ひとりの生活と生の充実」、「つながりの創出」を実現する人材を養成する。

(2) 学位授与方針と教育課程の編成方針

本学部では、その設置目的を実現するために、学士課程教育における3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」）を定めている。このうち、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）と「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

地域学部は、学生が地域学部の教育課程を履修し、所定の単位を修得して卒業要件を満たし、次に掲げる能力を身につけたときに学士（地域学）の学位を授与します。

- 1 文化、社会、自然に関する幅広い知識や理解、これを土台とした、地域の公共的課題の探究に関する知識・理解、知識獲得のための方法と技能を有している。
- 2 論理的思考力、的確な判断力、創造的表現力および地域の諸課題を探究し解決しようとする態度を有している。
- 3 地域の諸課題に対して幅広い関心・興味・意欲を持ち、主体的・自律的・継続的に学び続けることができる生涯学習力を有している。
- 4 健全な倫理観を有し、豊かなコミュニケーションをもとに他者と協働して地域社会を創造する社会的実践力を身につけ、地域や社会に貢献できる。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

地域学部は、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるよう、次に掲げる方針のもと、学科及び各コースにおいて体系的な教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程・教育内容

- ・大学での学習の動機を明確にして、主体的に学習にとりくめるよう、大学入門科目および学部・学科の専門に関わる入門科目を設けるなど初年次教育を充実します。
- ・教養豊かな地域学士を養成するため全学共通科目と学部の専門科目をバランスよく提供します。
- ・地域に生じる公共的課題を解決できる力を形成するため、これを理論的に追究する科目と実践的に探究する科目、そして両者を統合する科目を設けて、知と実践を融合する教育課程を編成します。
- ・自律的な生涯学習力を形成するために、各授業で、学び続けることの意義、地域の公共的課題に関する持続的な興味・関心、学習スキルの形成を目指します。

2. 教育方法

- ・健全な倫理観を有し、他者と協働して、地域の諸問題を実践的に解決できる力を養うために、対話型・共同参加型の授業の展開に努めるとともに、国内外でのフィールドワークなど活動的学びを積極的に取り入れます。

3. 学修成果の評価

- ・学部の定める成績評価基準に基づき、試験、レポート等により学修成果の到達度を厳格に評価します。
- ・学修成果の可視化に努め、教育課程の改善に活かします。

(3) 履修計画

卒業のための条件を満たすためには、この手引きに掲載してある規則及び諸規程を熟読し、これに従つて、各自が、自分の履修方法、時間割を自主的に編成しなければならない。

以下では、このために特に参考となる点、及び注意すべき点について解説する。

1 科目の履修方法

科目的履修方法は「地域学部履修規程」に定めるとおりである。以下にその概要を記述する。

(1) 【全学共通科目と専門科目】

授業科目は、①全学共通科目と②専門科目に分かれている。
全学共通科目の履修方法は、地域学部の全コース共通となっている（「地域学部履修規程」別表第1）。
専門科目は各コースで異なった履修科目・方法となっているので所属コースの教育課程表に従って履修すること（別表第2）。

全学共通科目の具体的な履修方法については『全学共通科目履修案内』を、専門科目の具体的な履修方法は本手引きを参照すること。

(2) 【他コースの科目履修】

本学部の学生は、原則として他コースの授業科目も履修できる。ただしこの場合、卒業要件の「最低修得単位数」に含められる場合（卒業要件内科目）と、卒業要件に含められない場合（卒業要件外科目）がある。これに関しては、コース毎に扱いが異なるので注意すること（別表2、各コースの教育課程表の備考欄を参照のこと）

(3) 【資格等に関する科目】

専門科目には「資格等に関する科目」（教員免許、学芸員等の科目）が含まれている。この科目についても卒業要件内科目とするかどうか、何単位まで卒業に必要な単位として認めるかについてコース毎に扱いが異なるので注意すること（別表第2、各表の備考欄参照）。

- (4) 【例外的科目】専門科目中の「地域フィールド演習」，「海外フィールド演習」，「インターンシップ」等については、複数のプログラムから成っており、いずれも集中実施する。履修の仕方については、別途掲示等でアナウンスする。
- (5) 【開講年次】各科目には開講年次※が指定してある。必修科目については指定年次に履修すること。選択科目については指定年次、またはそれ以降の年次で履修すること。指定年次に履修できなかつたもの及び単位が認められなかつた科目については、早い時期に履修すること。なお、指定年次に達していない年次での履修は認められないので注意すること。また、4年次では、卒業研究、就職活動等で多忙となるといったことにも留意して、卒業までの見通しをもつた履修計画を立てて履修すること。
- (6) 【C A P制】地域学部では授業時間外自己学習時間を確保するために、履修登録可能な単位数の上限を設けており、原則として全学共通科目、専門科目をあわせて年間48単位までとする（他コース科目、集中講義、資格等に関する科目（地域創造コース開設の資格に関する科目及び別表第4）は除く）。
- (7) 【コース毎の規程】2年次以降のゼミ、選修の選択方法について、コース毎に定めている場合がある。コース毎に、必要に応じてガイダンスを行うので指示に従うこと。
- (8) 【時間割と授業計画表、シラバス、集中講義】教員の異動等に伴って、やむを得ず履修規程の別表どおりに授業が行われない場合（開講時期が変わったり集中講義になる場合など）がある。履修計画を立てるときは、当該期の時間割（学生に配布する）及び必要があれば当該期の「授業計画表」（教務係で閲覧できる）、授業内容についてはシラバスを参照すること。授業時間割表の欄外には、集中講義等で実施する科目が示してあるので注意すること。集中講義の日程については、掲示等で周知するので見落とさないようにすること。
- (9) 【主要授業科目】大学設置基準にいう「教育上主要と認める授業科目」は専門科目の必修科目とする。
※「年次」とは、1年次＝入学1年目、2年次＝入学2年目、3年次＝入学3年目、4年次＝入学4年目以降、という意味である。

2 単位

大学の学修は単位制で運用されている。「地域学部単位認定規程」に必要事項が規定されている。

- (1) 【単位の認定－出欠と試験】単位は、ある授業科目を「履修」したと認定された者を対象に実施される「試験」（レポート試験等を含む）に合格した者に与えられる（卒業研究などの例外もある）。

「履修」が認定されるためには、授業時間数の5分の4以上の出席が必要である。例外的に、「特別な事情を届け出て認可を得たもの」にあっては、5分の3以上の出席でも、履修を認定する場合がある。「特別な事情」*によって欠席する場合には、「授業欠席届」を授業担当教員に提出すること。ただし、5分の3以上の出席で履修を認定するかどうかは、受講している授業の形態・性格によって扱いが異なり、その判断は担当教員の裁量事項となっている。遅刻の扱いについても、同様に、授業担当教員の裁量事項である。

なお、「学校保健安全法」に基づいて「出席停止」となった場合は、「欠席」したことにはならない（「学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱いについて」参照）。

また、「気象警報発令」の際は、休講となる場合がある（詳細は「気象警報発令に伴う授業及び定期試験の取り扱いについて」参照）。

*病気、交通事故、災害、忌引きなど。詳細は全学共通科目の履修案内を参照のこと。

- (2) 【試験の評価基準】「試験」の成績認定基準は表〔成績評価基準〕のとおりである。

なお、成績に疑義がある場合には、「鳥取大学地域学部における専門科目の成績評価に関する申合せ」に基づき申し出ること。

[成績評価基準]

評 価		評 点	基 準
合格	S	90~100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。
	A	80~89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。
	B	70~79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。
	C	60~69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。
不合格	F	0~59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。

（合否による科目）

評 価		基 準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

成績表にはアルファベットで成績が表示される。その際、上の表にはないが、「不履修」（出席不足、試験を受けなかった場合など）はE、何らかの理由で単位の認定が「保留」されている場合はMと表示される。

(3) 【授業時間・自習時間と単位】

①本学部は、前期、後期の二期制をとっている。前後期とも、授業を行う期間は15週、試験期間1週である。通常、授業は週1回、15週にわたって行われる（例外的に、7.5回の科目や通年科目もある）。1回の授業は90分である。これは、本学では2単位時間に相当する（1単位時間=45分）。90分の授業を、通称1「コマ」という。授業は、通常、月～金の週5日、1日5時限（5コマ）である。なお、実験・実習では2コマ続きの授業もある。

1 コマ=90 分=2 単位時間 (2 時間と略している)
1 コマ×15 週=30 単位時間 (30 時間と略している)

教育課程表にある「時間」数は、この単位時間数である。

なお、休日、及び休業中に、集中講義や実習が行われることもある。

②単位と授業時間、自習時間は、授業形態によって異なっており、次のような関係になっている。

1 単位=45 時間	<授業の形式>	(一期間の授業数と単位数)
授業 15 時間	<講義、演習の一部> <演習、実験・実習の一部> <実験・実習>	(1コマ・(2時間)×15回=30時間=2単位)
授業 30 時間		(1コマ・(2時間)×15回=30時間=1単位)
授業 45 時間		(1.5コマ・(3時間)×15回=45時間=1単位)

1単位は45時間の学修を意味する。この学修時間には授業時間だけでなく自習時間を含んでいる。たとえば、「講義」形式の授業で2単位（90時間の学修が必要）を修得しようとする場合、授業30時間（15コマ）に出席して学習するほか、60時間（30コマに相当）の自習（予習、復習など授業に関連した

学習)を行うことが想定されている。授業担当者は、この自習時間を前提にして、試験を含めた授業計画を立てている。したがって、履修計画を立てるとき、自習時間が十分確保できるように、自身の時間割を組むように注意する必要がある。この点で、学習計画が適正であるかどうかについて、学級教員、またはゼミ、卒論の指導教員が点検することとなっている。

3 試験及び追試験、再試験

(1) 【試験】試験に関しては「試験における注意事項」に従うこと。ただし、担当教員がこれとは別の指示を出した場合には、担当教員の指示に従うこと。

(2) 【追試験】事故、病気等の特別な事情で試験が受けられなかった場合、追試験を受けることができる。試験終了後、1週間以内に担当教員及び教務係に願い出ること。（「地域学部単位認定規程」第6条）

(3) 【再試験】再試験は、4年次の卒業判定時に卒業要件が充足されず、卒業延期と判定された者のうち、不足単位が、全学共通科目2科目4単位以内、専門科目2科目4単位以内の場合に限って、本人の願い出により実施する。この場合、再試験に該当する科目は、卒業判定を受けた年次に履修し、試験を受けた科目（レポート試験等を含む）に限る（したがって該当するのは不合格(F)の科目であって、不履修(E)の科目は該当しない）。また、原則として演習、実験・実習形式の授業については、再試験は行わない。

なお、3年次においても、専門科目2科目4単位以内に限り、隔年で開講する必修科目（講義及び特に指定されている演習）で、その期に履修し、試験を受けた科目は再試験が認められる。（「地域学部再試験規程」参照）

4 卒業研究

卒業研究については、「地域学部卒業研究取扱規程」に定めるとおりである。熟読の上、諸手続き、論文提出期間等について、誤りのないようにすること。

卒業研究に着手するためには卒業要件単位のうち、全学共通科目を32単位以上、専門科目を60単位以上修得している必要がある。卒業研究に着手できなければ、自動的に留年となるので、十分に注意すること。

なお、あらかじめ指導教員と相談の上、8単位にふさわしい履修計画を立てて取り組むこととする。

手続きの上で特に注意する点は次のとおりである。

(1) 3年次の12月1日から10日の間に、卒業指導の希望を該当様式で希望教員へ願い出て了解を得る。当該年度中に卒業研究着手要件を満たす見込みのあるものに限る。

所属コースの専任教員以外の教員を指導教員としたい場合は、各コースの取扱いに基づき決定されるので、所属コース長へ該当様式で申し出ること。

(2) 3年次の2月末日までに決定した指導教員を学部長（教務係）へ届け出ること。

(3) 4年次の4月末日までに卒業研究題目を学部長（教務係）へ届け出ること。

卒業研究題目を変更した場合は、卒業論文提出時に学部長（教務係）へ届け出ること。

(4) 提出期日までに卒業論文を提出できなかった者、及び審査において不合格となった者は、指導教員の承認を得て、卒業研究を継続し、翌年度の7月末までに卒業論文を提出できる。その場合、3月20日までに卒業研究継続願を学部長（教務係）へ提出すること。

(5) 卒業論文の表紙及び用紙等については、各コース又は各指導教員の指示に従うこと。

(6) 卒業論文の内容は以下に示す観点で審査される。なお、詳細は各コースで定めるものとする。

【卒業論文の審査基準（ガイドライン）】

1	問題意識が明確か	6	証拠に基づき客観的に分析・考察・記述がなされているか
2	先行研究の吟味ができているか	7	結論は妥当か
3	方法が妥当か	8	新たな知見が得られているか、独創性はあるか
4	論文の構成は適切か	9	引用・注記・文献の表記などの作法、文章表現・表記は適切か
5	論理的に展開されているか		

研究倫理を遵守して研究及び論文執筆がなされていることを前提に、以上の観点に基づく評価を総合して論文の評価とする。

5 短期海外留学・短期海外派遣

鳥取大学では、グローバル社会において活躍できる人材の育成を目的として、(1) 短期海外留学と(2) 短期海外派遣の様々なプログラムを準備している。

(1) 短期海外留学 (3か月～1年程度)

この制度は、日本の大学が諸外国の大学と学生交流等に関する協定等を締結し、学生が日本の大学に在籍したまま、諸外国の大学へ短期留学ができるものである。留学する学生に対して、留学に係る費用の一部を日本学生支援機構（JASSO）等が奨学金として支援する制度もある。

奨学金を受給できる対象となる学生の基準など詳細については教務係へ照会すること。

留学中に外国の大学で取得した単位は、審議の上、適当なものについては本学部の単位として認定される。（単位認定については「地域学部派遣学生・特別聴講学生規程」参照）

(2) 短期海外派遣 (1週間～3週間程度)

短期海外派遣には、地域学部が独自に実施している専門科目「海外フィールド演習」と国際交流センターをはじめ全学で実施されている語学研修がある。「海外フィールド演習」は地域学部で学んだ技術や知識を海外の地域で活用することを目的としたもので、2年次以上を対象に開講し、4単位まで履修できる。なお、例外的に1年次でも履修可能なプログラムを開講することがあり、1単位まで履修可能であるが、その場合は卒業要件外単位として扱われる。語学研修について詳細は教務係か国際交流センターへ照会すること。

これらの短期海外派遣に係る費用の一部を日本学生支援機構（JASSO）等が奨学金として支援する制度もある。奨学金を受給できる対象となる学生の基準など詳細については教務係へ照会すること。

6 教育職員免許状

1 各コースでは、所定の単位を修得することにより、以下の教育職員免許状の取得が可能である。

地域創造コース	中学校教諭一種（社会）、高等学校教諭一種（地理歴史、公民）
人間形成コース	小学校教諭一種、幼稚園教諭一種、特別支援学校教諭一種
国際地域文化コース	中学校教諭一種（国語、英語）、高等学校教諭一種（国語、英語）

注1) 他コースで開設される単位を修得することにより、他コースの免許状の取得が可能である。

注2) 上記の場合、所属するコースで取得できる免許よりも、相当に取得が困難であり、授業時間割の関係で、必ずしも4年間で取得できるとは限らないので注意すること。

2 所定の単位の修得方法については、別に示す（冊子『教育職員免許状の取得の手引』）。

3 教員免許状を取得しようとする者は、取得予定者として登録が必要なので注意すること。

- 4 教育職員免許状の取得には、教育実習の単位を修得しなければならない。教育実習を受講するためには、一定の履修要件を満たさなければならない（「地域学部教育実習の履修要件等に関する申し合わせ」）。
- 5 小学校及び中学校的教育職員免許状を取得するためには、所定の単位以外に「介護等の体験」（以下介護等体験という）を行うことが義務づけられている。介護等体験については別途ガイダンスを行うので必ず出席すること。
なお、特別支援学校免許を取得するものについては、特別支援学校実習で介護等体験を代替できるので、別途介護等体験を行う必要はない。
- 6 教員免許状取得に必要な事柄については、ガイダンスを開催するので、必ず出席すること。

7 諸資格の取得方法

本学部では、社会教育主事、社会福祉主事、学芸員、学校図書館司書教諭、日本語教員の資格（任用資格を含む）の取得が可能である。後掲の「諸資格取得のための履修方法」に従って履修すること。

保育士資格については、人間形成コースの「幼児教育選修」（定員 10 名、2 年次に分属）のみが取得できる。選修分属に関しては別途ガイダンスを行う。

なお、鳥取短期大学（倉吉市）との間で締結している単位互換協定により、鳥取短期大学で開講されている科目を受講することで、図書館司書資格が取得できる。希望者は、教務係に申し出て、受講手続きなどの説明を受けること。

8 大学・短期大学を卒業又は退学し、新たに本学部の1年次に入学した学生の既修得単位の扱いについて

本学部に入学した者のうち、大学・短期大学を卒業又は退学している者については、既に当該大学において修得した単位のうち、全学共通科目の単位について 36 単位以内で本学部において修得したものとして認定することができる。

この場合、科目区分の「入門科目」については 4 単位、「教養科目」については 20 単位、「外国語科目」については 10 単位、「健康スポーツ科目」については 2 単位をこえて認定されない。

単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の所定の期日までに、既修得単位認定願（申請単位 36 単位以内）に成績証明書を添えて地域学部長に提出すること。

9 転コース、転学部

転コースを希望するのに充分な理由がある場合、試験のうえ転コースを認める場合がある。単位修得状況、成績などの条件を満たすことが必要である。詳細は「地域学部転コース選考規程」「同申し合わせ」を参照のこと。

他の学部に転学部を志望する者は、選考の上許可される場合がある（鳥取大学学則第 41 条）。希望者は教務係に申し出ること。

10 各種手続一覧

授業科目の履修等に関し、期限の定められているものには次のようなものがある。

重要事項であるから、特に留意しておくこと。

年 次	内 容	提 出 期 限	提 出 先
共 通	・履修登録 ・追試験願の届出 ・転コース等の申出	学期始めの所定の期日 期末試験終了後、1週間以内 11月30日まで	パソコン登録 学部長（教務係） 学部長（教務係）
1年次	・教育職員免許状取得希望登録 申込書の提出 ・幼児教育選修の分属	(掲示で指示する) *12月頃 (掲示で指示する) *10月頃	教務係 教務係
2年次	・介護等体験申込書の提出 ・教育実習履修申込書の提出	(掲示で指示する) * 4月頃 (掲示で指示する) *11月頃	教務係 教務係
3年次	・教育実習履修申込書の提出 ・卒業研究指導希望教員の届出 (専任教員以外の場合は別届出有) ・卒業研究指導教員の届出 ・再試験願の提出（隔年開講必修科目のみ）	(掲示で指示する) *11月頃 12月1～10日 〃 2月末日 成績発表日から1週間以内	教務係 各教員 コース長 学部長（教務係） 〃
4年次	・卒業研究題目の届出 ・卒業論文の提出 ・卒業研究題目の変更の届出 ・再試験願の提出 ・進路確定報告書の提出	4月21～30日 1月31日まで 卒業論文提出時 卒業延期発表日から1週間以内 進路が確定次第、隨時	学部長（教務係） 〃 〃 〃 教務係

11 学生ホール、リフレッシュルーム、施設利用

(1) 地域学部棟は、土曜、日曜、祝日、大学の定める休業日、及び平日の夜間は「閉館」である。学生証で入館できるが、卒業研究、実習やゼミなどの学修等で必要な場合、あるいは指導教員等の許可を得ている場合以外は立ち入らないこと。

(2) 地域学部棟の各講義室は、平日の 19 時に施錠し、7 時に解錠する。6 限以降に講義室を使用する場合は事前に「施設使用願」を提出のうえ、教務係で鍵を借りて使用すること。

(3) 自習室として「学生ホール」（1340 室）がある。使用に際し、注意事項をよく読んで使用すること。

(4) 「リフレッシュルーム」には、どのコースの学生も使用できる部屋と、当該コースの学生だけが使用できる部屋の 2 種類あるので注意すること。この部屋は、学生だけでなく教員も使用するミックス・ルームである。名前のとおり、学習の疲れをとってリフレッシュするための場所であって自習室ではない。長時間の占有は避けるなど、利用規程を守って利用すること。

(5) 空き時間の教室の使用は認めているが、1 人のために大教室の空調を使用したり、照明を全点灯して利用したりすることは厳に慎むこと。

12 学級教員、オフィス・アワーなど

【学級教員】学生諸君の学修・学生生活上の支援を行うため、入学年次、コース毎に学級教員を配置している（4年間持ち上がりである）。なお3年次、4年次では、所属ゼミ、及び卒業研究の指導教員も対応する。気軽に相談すること。

全学的には、「学生支援センター」に、様々な悩みに関する、初期対応の窓口があるので利用すること。

【オフィス・アワー】学生の質問や相談に応えるため、教員が必ず研究室にいる時間帯を設けている。各授業のシラバスに、授業担当者のオフィス・アワーの時間帯が記載してある。また、授業担当教員への連絡方法（メール・アドレスなど）も記載してあるので参照のこと。

13 ハラスメント防止及び学生相談

鳥取大学では、学生の皆さん一人ひとりが人権侵害のない快適な環境で勉学や研究に専念し、充実したキャンパスライフを送ることの出来る大学を目指しています。そのため本学では、「鳥取大学におけるハラスメント及び障害を理由とする差別等による人権侵害の防止等に関する規程」を定め、ハラスメントの防止及び障がいを理由とする差別の解消に全力をあげて取り組みます。

本学では、ハラスメントに関しての相談窓口を設けていますので、ハラスメントに対する相談や悩みがあれば、できるだけ早い段階でハラスメント相談員に相談してください。あなたの相談に対して誠実に対応します。相談したい内容、あなたのプライバシーは堅く守られます。相談したことによって、あなたが不利益になることは決してありません。

また、身体等に障がいを有する等、修学上の困難や不自由がある場合には、学生支援センターを拠点に、所属部局、授業担当教員、保健管理センターおよび関係部署が緊密に連携してハンディキャップを解消するために必要な支援を行いますので、学生支援センターや指導教員または教務係に相談してください。そのほか、学習上の悩みや進路変更などの相談は、指導教員をはじめとする全教員が受け付けています。自分ひとりで悩んでいないで、身近な教員や教務係または学生相談窓口に相談してください。

【ハラスメント相談について】<https://www.tottori-u.ac.jp/1085.htm>

【学生相談窓口について】<http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp/student-life/index.html>

指導教員、相談員及び教務係の他に、全学組織として学生支援センターと保健管理センターが設置されています。相談事項に応じて、利用してください。

○学生支援センター（<http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp/index.html>）

学生生活におけるあらゆる疑問や悩みや困っていることを聞いて、より適切な解決方法のアドバイスや相談先（学内外の関係者）を紹介しています。「身近な人には相談しづらい」、「気がかりなことがある」、「何となく話をしてみたい」といった場合にも、気軽に利用してください。

場 所：共通教育棟A棟2階学生支援センター「学生なんでも相談窓口」

開室時間：午前8時30分～午後5時15分

○保健管理センター（<https://www.tottori-u.ac.jp/2135.htm>）

みなさんの身体・精神面の悩みや健康上の問題について、カウンセラーによるカウンセリングや医師による相談・診察を行っています。

保健管理センターホームページの「お問い合わせフォーム」や電話、又は直接窓口でお問い合わせください。

開所時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

14 注意事項

【授業中】携帯電話、携帯情報端末などは、原則としてカバン等にしまっておくこと。また、ノートパソコンは、担当教員の指示がある場合を除いて、授業中に使用しないこと。いずれも授業に必要な場合は、担当教員の許可を得て使用すること。

【掲示板】学部から、学生への連絡事項、通知等は、掲示板（「教務係掲示板」と「各コースの掲示板」）を通じて示される。連絡事項を見落として不利益を生じることがあっても、本人の責任になるので、掲示には常に注意すること。また、全学共通科目に関する事項については、共通教育棟の掲示板に掲示されるので、必ずこの3か所の掲示板を見ること。

なお、緊急時等にEメール、電話による連絡を行う場合がある。指示に従って連絡を受け取れるようにしておくこと。

地域学部教務係公用携帯番号：080-6321-3280

15 その他

- (1)各種証明書の発行、奨学金の出願・授業料免除の申請等は学生部で手続きをし、他の手続きは、学部の教務係で行うこととなっている。なお、詳細については、「学生生活案内」を参照のこと。
- (2)地域学部教務係の受付時間は、原則として平日の8:30～17:15である。

おわりに

履修等に関わることで、質問や相談がある場合は、その内容によって、授業担当教員か教務係、または学級教員等に申し出ること（判断が難しい場合は、教務係に申し出ること）。その場合、できるだけ「履修の手引」ほか、関連する各種の手引き等を調べた上で相談等を行うこと。

附録

I. 規則等

【鳥取大学地域学部規則等】

1. 鳥取大学地域学部規則
2. 鳥取大学地域学部履修規程
3. 鳥取大学地域学部単位認定規程
4. 鳥取大学地域学部再試験規程
5. 鳥取大学地域学部転コース選考規程
6. 鳥取大学地域学部卒業研究取扱規程
7. 鳥取大学地域学部聴講生及び科目等履修生規程
8. 鳥取大学地域学部派遣学生・特別聴講学生規程
9. 鳥取大学地域学部教育実習の履修要件等に関する申し合わせ
10. 鳥取大学地域学部における専門科目の成績評価に関する申し合わせ
11. 鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程による
単位の認定に係る申し合わせ

【鳥取大学規則等】

12. 鳥取大学全学共通科目履修規則
13. 鳥取大学単位認定規則
14. 鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項
15. 鳥取大学における海外実践教育科目の特例に関する規程
16. 鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程
17. 気象警報発令に伴う授業及び定期試験の取扱いについて
18. 試験における注意事項
19. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱いについて

1. 鳥取大学地域学部規則

(総則)

第1条 鳥取大学地域学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(学科及びコース)

第2条 本学部に地域学科を置き、次のコースを置く。

地域創造コース

人間形成コース

国際地域文化コース

(附属施設)

第3条 本学部に、学則第10条の規定に基づき、次の附属の教育研究施設を置く。

附属芸術文化センター

(講座)

第4条 本学部における講座は、別表のとおりとする。

(教育研究上の目的)

第5条 本学部地域学科は、生活の質の向上とその基盤である地域の持続可能な発展を目指して、地域をつくりあげている諸要素や人々のつながりからなる地域特性と地域の諸課題を的確に捉え、探求する知識、思考力、課題解決に参画する社会的実践力を有する人材を養成すること目的とし、各コースの教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域創造コースは、地域の現在及び将来の課題の解決に向けて、さまざまな主体との協働による地域の振興・活性化の方法、将来の望ましい地域のあり方を学び、積極的かつ主体的に取り組む地域創造に資するキーパーソンとなりうる人材を養成することを目的とする。

二 人間形成コースは、人間形成に関わる諸理論と実践を学び、学校教育のみならず、生涯にわたる人間形成の立場から、地域の人づくりを支えるキーパーソンを養成することを目的とする。

三 国際地域文化コースは、現代社会の構造と文化的特質、グローバルな文化と芸術文化、地域の生活文化など、様々な文化の関係性とそれが生活においてもつ意味を理解して、日本を含む世界の様々な地域で、異質なものを相互に認め合いながら、「一人ひとりの生活と生の充実」、「つながりの創出」を実現する人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第6条 本学部における教育課程の授業科目、単位数及びその履修方法は、鳥取大学地域学部履修規程（平成16年鳥取大学地域学部規則第1号）で定める。ただし、全学共通科目については、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）の定めるところによる。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

(単位の認定及び試験)

第7条 単位の認定及び試験について必要な事項は、鳥取大学地域学部単位認定規程（平成16年鳥取大学地域学部規則第2号）で定める。

(卒業に必要な修得単位数)

第8条 本学部の卒業に必要な修得単位数は、次の表のとおりとする。

区分 学科・コース	全 学 共 通 科 目					専門科目	卒業必要修得単位数
	入門科目	教養科目	外国語科目	健康スポーツ科目	小 計		
地域学科							
地域創造コース	5単位以上	20単位以上	10単位以上	1単位以上	36単位以上	88単位以上	124単位以上
人間形成コース							
国際地域文化コース							

(卒業論文)

第9条 学生は、最終年次において卒業論文を提出しなければならない。

(転コース)

第10条 本学部の学生で、転コースを志願する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(その他)

第11条 学則、学生守則（平成7年鳥取大学規則第26号）及びこの規則に定めるもののほか、本学部で必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(中 略)

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2. 令和5年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

鳥取大学地域学部講座表

学科名	講座名
地域学科	地域創造 人間形成 国際地域文化

2. 鳥取大学地域学部履修規程

(総則)

第1条 鳥取大学地域学部（以下「本学部」という。）における全学共通科目及び専門科目の履修方法等については、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）及び鳥取大学地域学部規則（平成16年鳥取大学規則第60号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程及び履修方法)

第2条 本学部における全学共通科目の教育課程表は、別表第1のとおりとする。

2 本学部における専門科目の教育課程表は、別表第2のとおりとする。

3 地域学科人間形成コースにおいては、下記の課程を設けることとする。

　心理選修

　幼児教育選修

4 第3項の幼児教育選修においては、所定の授業科目を履修することにより、保育士の資格を取得することができる。

(履修手続)

第3条 学生は、毎学期の始め所定の期日までに、履修しようとする全学共通科目及び専門科目を学部長に提出しなければならない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、本学部の教育課程の履修に関し必要な事項については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(中 略)

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2. 令和5年3月31日以前の入学者については、この規程施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

令和5年度 全学共通科目教育課程表（地域学部）

科目区分等			単位数・履修年次						備考	
			1年		2年		3年			
			前	後	前	後	前	後		
全 教 養 科 目 共 通 科 目	入 門 科 目	大学入門ゼミ	必修	2						
		情報リテラシ	必修	2						
		データサイエンス入門	必修	1						
		キャリア入門	選択	1						
	入門科目			計	6				5単位以上	
	基 幹 科 目	人間と文化、人間と科学 人間と環境、健康と生命 世界と地域、教養セミナー	選択	人間と文化、人間と科学 人間と環境、健康と生命 世界と地域、教養セミナー	2	2	2	2	6単位以上	
		人文・社会分野		人文・社会分野	2	2	2	2	基幹科目(人文・社会分野)のうち、「哲学・倫理学」「心理学」「芸術入門」「文学」から2科目4単位、「憲法学」「政治学」「経済学」「歴史学」から2科目4単位を含む8単位以上を修得すること。	
		自然分野 数学 物理学 化学 生物学 地学		自然分野 数学 物理学 化学 生物学 地学	2	2	2	2	8単位以上	
		全ての教養科目の中から		全ての教養科目の中から	2	2	2	2	2単位以上	
		教養科目		教養科目	6	8	6	6	4単位以上	
		英語 コミュニケーション英語A コミュニケーション英語B 実践英語A 実践英語B 総合英語 I 総合英語 II		英語 コミュニケーション英語A コミュニケーション英語B 実践英語A 実践英語B 総合英語 I 総合英語 II	必修 必修 必修 必修 必修 必修	1 1 1 1 1 1			20単位以上	
	外 国 語 科 目	ドイツ語基礎 I・II フランス語基礎 I・II 中国語基礎 I・II 韓国語基礎 I・II スペイン語基礎 I・II	選択	ドイツ語基礎 I・II フランス語基礎 I・II 中国語基礎 I・II 韓国語基礎 I・II スペイン語基礎 I・II	1	1			1つの言語を選択し4単位以上修得すること。	
		ドイツ語応用 I・II フランス語応用 I・II 中国語応用 I・II 韓国語応用 I・II スペイン語応用 I・II		ドイツ語応用 I・II フランス語応用 I・II 中国語応用 I・II 韓国語応用 I・II スペイン語応用 I・II	選択	1	1			
		外国語科目	選択	外国語科目	3	3	2	2	10単位以上	
		健康スポーツ科目	必修	健康スポーツ科目	1(前期又は後期)					
		健康スポーツ科目	計	健康スポーツ科目	1				1単位以上	
修得単位数合計									36単位以上	

全学共通科目の授業科目及び単位数については、「全学共通科目開設一覧表」を参照すること。

* 教養科目的単位数・履修年次の数字は履修可能上限単位数を表している。(ただし、在籍年次以前の再履修は可能。)

* 基幹科目中自然分野の履修方法については、全学共通科目履修案内P.8を参照すること。

* 健康スポーツ科目的履修方法については、全学共通科目履修案内P.18を参照すること。

別表第2-1

地域学科 地域創造コース 教育課程表(令和5年度)

区分	授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考		
			1年		2年		3年		4年					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
必修	地域学入門	2	2								関係教員	* 地域創造コース生に限定		
	地域の課題と創造	2	2								全教員			
	地域社会論	2	2								稻津			
	地域計画論	2	2								筒井_他			
	地域調査法	2	2								全教員			
	自治体政策過程論	2	2								小野・塩沢			
	地域における憲法学・法律学	2	2								佐藤			
	都市地域論	2	2								川口			
	社会福祉	2	2								竹川			
	企業と地域	2	2								馬場			
	基礎ゼミ	2	2								関係教員			
	産業立地論	2	2								山下			
	地域経済学	2	2								多田			
	農村地域論	2	2								筒井_			
	自治法論	2	2								丸			
	住民組織論	2	2								村田			
	創造地域論	2	2								竹内			
	マーケティング入門	2	2								馬場・白石			
	地域調査プロジェクト	4			4・4						全教員			
	地域学総説A	1						1			関係教員			
	専門ゼミI(地域創造)	2						2			全教員			
	専門ゼミII(地域創造)	2						2			全教員			
	卒業研究	8								4・4	全教員			
	小計	53									53単位修得			
選択I	芸術文化形成論	2	2								筒井宏	4単位以上修得 *「生態学I」修得者限定 *2単位まで 6単位以上修得		
	子どもも家庭福祉	2	2								(非常勤)			
	流域地形学	2	2								【小玉】			
	社会・文化・教育と地質学	1	1								【菅森】			
	生態学I	1	1								【永松】			
	日本史概論	2	2								岸本			
	人と自然の関係史	2	2								中原			
	建築	2	2								(非常勤)			
	比較教育	2						2			【柿内】			
	環境教育論	2						2			【大谷】			
	生態学II	1						1			【永松】			
	自然災害論	2						2			【小玉】			
	(他コース科目の中から)											*2単位まで		
	小計	21										6単位以上修得		
選択II	地域創造ゼミI	2	2								関係教員	* 地域創造コース生に限定 2単位以上修得		
	地域創造ゼミII	2						2			関係教員			
	小計	4												
選択III	行政評価論	2	2								小野	* 「農村地域論」修得者限定		
	都市再生論	2	2								山下			
	多文化共生社会論	2	2								稲津			
	ジエンダーと法	2	2								丸			
	現代都市論	2	2								川口			
	ワークショップ入門	2	2								菰田			
	地域資源創生論	2	2								大元			
	地域福祉	2	2								竹川			
	福祉行政論	2	2								竹川			
	社会安全保障法	2	2								丸			
	地域政治学	2	2								塩沢			
	現代日本の政治過程	2	2								塩沢			
	地域創造特殊講義	2	2					2			(非常勤)			
	文化政策論	2						2			竹内			
	政策評価論	2						2			小野			
	比較地域論	2						2			山下他			
	地域振興論	2						2			多田			
	地域プロジェクト論	2						2			大元			
	地域財政論	2						2			多田			
	経営戦略論	2						2			馬場			
	むらおこし論	2						2			筒井_			
	地理情報基礎演習	2						4			筒井_・川口			
	人権保障と情報法学	2						2			佐藤			
	地域参画論	2						2			塩沢			
	統治機構と行政法学	2						2			佐藤			
	社会的起業論	2						2			村田			
	戦略マーケティング論	2						2			白石			
	コミュニケーション創造支援論	2						2			菰田			
	地域包括ケア論	1						1			竹川			
	地域学総説B	1						1			関係教員			
	地域学総説C	1						1			関係教員			
	融合ラボ	1						1・1			関係教員			
	地域フィールド演習A	1	1・1								教務部会			
	地域フィールド演習B	1	1・1								教務部会			
	インターネットシップA	2						3・3			教務部会			
	インターネットシップB	1						1.5・1.5			教務部会			
	インターネットシップC	1						1.5・1.5			教務部会			

区 分	授 業 科 目	単位数	週 授 業 時 間 数				担当教員	備 考
			1 年 前 後	2 年 前 後	3 年 前 後	4 年 前 後		
選択III	海 外 フ ィ ー ル ド 演 習 A	2	2	2			教務部会	
	海 外 フ ィ ー ル ド 演 習 B	1		1	1		教務部会	
	海 外 フ ィ ー ル ド 演 習 C	1		1	1		教務部会	
	(全ての地域学部専門科目の中から)							* 3単位まで
	小 計	70						27単位以上修得
	合 計	148						合計88単位以上修得

注1)「選択I」の(他コース科目の中から)及び「選択III」の(全ての地域学部専門科目の中から)には、資格等に関する科目も含める。

注2)海外フィールド演習は1年次でも1プログラムまで履修することができる。ただしその場合は卒業要件外単位とする。

コース開設の資格等に関する科目

教員免許状(中学・高等学校)に係る授業科目

授 業 科 目	単位数	週 授 業 時 間 数				担当教員	備 考
		1 年 前 後	2 年 前 後	3 年 前 後	4 年 前 後		
東 ア ジ ア 地 域 史	2	2				柳	
世 界 シ ス テ ム 論	2	2				【武田】	
日 本 近 代 史	2			2		岸本	
小 計	6						

別表第2-2

地域学科 人間形成コース 教育課程表(令和5年度)

区分	授業科目	単位数	週授業時間数				担当教員	備考
			1年 前後	2年 前後	3年 前後	4年 前後		
必修	地域学入門	2	2				関係教員	
	地域教育学入門 学習社会論	2	2				全教員 (大谷)	
	教育の課程と方法(ICTの活用含む)	2	2				関係教員	
	生涯発達論	2		2			田中	
	子ども家庭支援論	2			2		畠	
	障害児教育学総論	2			2		渡邊	
	地域調査プロジェクト	2		2・2			全教員	
	地域学総説A	1			1		関係教員	
	専門ゼミI(人間形成)	2			2		全教員	
	専門ゼミII(人間形成)	2			2		全教員	
	卒業研究	8				4・4	全教員	
	小計	29						29単位修得
選択Ⅰ	ジェンダーと法	2		2			丸	
	社会保障法	2		2			丸	
	農村地域論	2		2			筒井一	
	子ども家庭福祉論	2	2				(非常勤)	
	環境教育論	2			2		【大谷】	
	比較教育	2			2		【柿内】	
	芸術文化形成論	2	2				筒井宏	
	日本史概論	2	2				岸本	
	人と自然の関係史	2		2			中原	
	流域地形学	2		2			【小玉】	
	社会・文化・教育と地質学	1		1			【菅森】	
	生態学I	1		1			【永松】	
	生態学II	1			1		【永松】	
	自然災害論	2			2		【小玉】	
	建築史	2		2			(非常勤)	
	小計	27						4単位以上修得
選択Ⅱ	人間と教育-教職入門-	2	2				【柿内】他	
	教育心理学	2	2				寺川	
	視覚聴覚障害教育論I(視覚障害)	1	1				渡邊	
	視覚聴覚障害教育論II(聴覚障害)	1	1				渡邊	
	学習科学論	2	2				溝口・小笠原	
	教養史	2	2				河合	
	病弱児等の生理・病理・心理	2	2				谷中他	
	学習とテクノロジー	2		2			(中園)	
	保育内容(環境)の指導法	2	2				(薮田)	
	保育学原論	2	2				塩野谷	
	保育内容(人間関係)の指導法	2	2				福山	
	重複障害児教育総論	2	2				(非常勤)	
	特別支援教育	2	2				渡邊・谷中	
	教育原論	2	2				河合	
	教育評価	2		2			未定	
	地域教育計画論	2		2			石山	
	知的障害児等の教育診断	2		2			小林	
	子どもの精神保健	2		2			(中井)	
	発達心理学	2		2			寺川	
	生涯学習論	2		2			【大谷】	
	心理学統計学	2		2			田中	
	保育内容(健康)の指導法	2		2			(近藤)	
	英語学習の基礎	2	2				青山	
	数学学習の基礎	2	2				溝口	
	社会科学習の基礎	2		2			高橋	
	造形学習の基礎	2		2			中尾泰	
	国語学習の基礎	2	2				小笠原・(住川)	
	科学学習の基礎	2		2			泉	
	音楽学習の基礎	2	2				鈴木	
	健康スポーツ学習の基礎I(演習)	1		2			関	
	保育内容(表現)の指導法	2			2		鈴木・中尾泰	
	人権教育論	2		2			石山	
	肢体不自由児等の生理・病理・心理	2		2			谷中他	
	知的障害児等の指導法	2		2			渡邊	
	知的障害児等の教育課程	2			2		渡邊	
	保育のカリキュラムと方法	2		2			塩野谷	
	子どもの健康と安全	1		2			(山村)	
	小児栄養(演)	2		4			(市川)	
	造形技能演習	2		4			中尾泰	
	音楽技能演習I	1		2			鈴木	
	音楽技能演習II	1		2			鈴木	
	書写技能演習	2		4			(住川)	
	社会的養護I	2		2			(青木)	
	社会的養護II	1		1			(青木)	

区分	授業科目	単位数	週授業時間数						担当教員	備考
			1年		2年		3年		4年	
			前	後	前	後	前	後	前	後
選択II	知的障害児等の心理・生理・病理	2		2						小林
	教育課程と教育方法(ICTの活用含む)	2			2					関係教員
	地域教育政策論	2			2					(柿内)
	認知心理学	2			2					田中
	障害児教育原論	2	2							渡邊
	保育内容(言葉)の指導法	2			2					寺川・小笠原
	病弱児等の教育課程・指導法	2			2					谷中
	算数・数学学習指導論	2			2					溝口
	理科学習指導論	2			2					泉
	体育学習指導論	2			2					関
	社会科学習指導論	2			2					高橋
	図画工作学習指導論	2					2			中尾泰
	教育と社会	2			2					吳
	特別支援学校教育実習	3			3・3					教務部会
	保育実習指導I	2			1・1					塙野谷・畠・福山
	保育実習I	4			6・6					塙野谷・畠・福山
	教育実習指導(初等)	1				1				鈴木他
	乳児保育I	2			2					福山
	乳児保育II	1			2					福山
	健康スポーツ学習の基礎II(実技)	1			3					関
	障害児の発達診断法演習	2			3					小林
	生徒指導・キャリア発達支援論	2			2					(石本)
	特別活動と総合的な学習	2			2					石山
	道徳教育論	2			2					吳
	幼児の理解と発達相談	2			2					福山
	国語学習指導論	2			2					小笠原
	英語学習指導論	2			2					青山
	家庭科学習指導論	2			2					(小林)
	音楽学習指導論	2			2					鈴木
	生活科学習指導論	2			2					【大谷】・福山
	幼児と言葉	2			2					寺川・小笠原
	書写教育論	2			2					(住川)
	肢体不自由児等の教育課程・指導法	2			2					谷中
	算数教育心理学	2			2					溝口
	教育相談論	2			2					【石本】
	幼児と人間関係	2				2				福山
	障害児の教育と保育	2				2				小林
	幼児と表現	2			2					鈴木・中尾泰
	幼児と環境	2				2				塙野谷
	幼児と健康	2				2				関
	初等教育実習I	4								教務部会
	初等教育実習II	4								教務部会
	初等教育実習III	2								教務部会
	初等教育実習IV	2								教務部会
	保育実習II	2				3・3				塙野谷・畠・福山
	保育実習III	2				3・3				塙野谷・畠・福山
	教職実践演習(小)	2					2			関係教員
	保育・教職実践演習	2						2		塙野谷・畠・福山
	保育者論	2					2			(薮田)
	保育心理学	2			2					(南)
	保育内容総論	1				1				塙野谷
	子どもの理解と援助	1				1				(藤田)
	子育て支援	1				1				(森)
	保育実習指導II	1				1				塙野谷・畠・福山
	保育実習指導III	1				1				塙野谷・畠・福山
	社会教育実習	2				2・2				【大谷】
	地域学総説B	1				1				関係教員
	地域学総説C	1				1				関係教員
	融合ラボ	1				1・1				関係教員
	地域フィールド演習A	1	1・1							教務部会
	地域フィールド演習B	1	1・1							教務部会
	インターンシップA	2				3・3				教務部会
	インターンシップB	1				1.5・1.5				教務部会
	インターンシップC	1				1.5・1.5				教務部会
	海外フィールド演習A	2			2・2					教務部会
	海外フィールド演習B	1			1・1					教務部会
	海外フィールド演習C	1			1・1					教務部会
	(全ての地域学部専門科目の中から)									*4単位まで
	小計	205								55単位以上修得
	合計	261								合計 88単位以上修得

注1) インターンシップは、2単位まで卒業要件として認定する。

注2) 海外フィールド演習は1年次でも1プログラムまで履修することができる。ただしその場合は卒業要件外単位とする。

注3) 「選択II」の(全ての地域学部専門科目の中から)に、資格等に関する科目を含める。

別表第2-3

地域学科 国際地域文化コース 教育課程表(令和5年度)

区分	授業科目	単位数	週授業時間数						担当教員	備考		
			1年		2年		3年					
			前	後	前	後	前	後				
必修	地域学入門	2	2							関係教員		
	グローバリゼーション論	2	2							ギンナン		
	日本語と文化	2	2							作田		
	アカデミック・リーディング・ライティング1	2	2							関係教員		
	アカデミック・リーディング・ライティング2	2			2					関係教員		
	芸術文化形成論	2	2							筒井宏		
	国際地域文化序説	2	2							関係教員		
	世界システム論	2	2							【武田】		
	社会言語学入門	2	2							中尾雅		
	人と自然の関係史	2		2						中原		
	現代文化社会論	2		2						川井田		
	地域調査プロジェクト	4		4・4						関係教員		
	地域学総説A	1				1				関係教員		
	専門ゼミI(国際地域文化)	2				2				全教員		
	専門ゼミII(国際地域文化)	2				2				全教員		
	卒業研究	8					4・4			全教員		
	小計	39								39単位修得		
選択I	ジエンダーアート法	2		2						丸		
	社会保障法	2			2					丸		
	農村地域論	2			2					筒井宏		
	子ども家庭福祉	2	2							(非常勤)		
	比較教育	2			2					【柿内】		
	環境教育論	2				2				【大谷】		
	流域地形学	2		2						【小玉】		
	社会・文化・教育と地質学	1		1						【菅森】		
	生態学I	1		1						【永松】		
	生態学II	1					1			【永松】		
	自然災害論	2					2			【小玉】		
	建築史	2				2				(非常勤)		
	小計	21								4単位以上修得		
選択II	日本古典文学概論	2	2							米田		
	日本史概論	2	2							岸本		
	ビジュアル・アーツ入門(アーツ入門科目)	2	2							筒井宏・佐々木		
	日本近代文学概論	2	2							岡村		
	歴史・文化遺産論	2	2							高田・中原・李		
	アメリカ研究入門	2	2							中		
	東アジア地域史	2	2							柳		
	パフォーミング・アーツ入門(アーツ入門科目)	2	2							五島・木野		
	日本近代文学	2		2						岡村		
	中国古典文化論	2		2						(戸崎)		
	文化財保存修復概論	2		2						李		
	英語圏文学と文化	2		2						杉村		
	東アジア文化史	2		2						柳		
	日英語比較文法論	2		2						(福安)		
	実践英語I	2		2						ギンナン		
	実践英語II	2			2					ギンナン		
	アートマネジメント論	2		2						五島		
	ダンスと多文化コミュニケーション	2		2						木野		
	国際地域文化特殊講義I	2		2						(非常勤)		
	国際地域文化特殊講義II	2		2						(非常勤)		
	外国語としての日本語コミュニケーションI	2		2						(中川)		
	外国語としての日本語コミュニケーションII	2			2					【片桐】		
	日本古典文学講読	2			2					米田		
	日本語と地域	2			2					作田		
	考古学入門	2			2					高田		
	英米文学形成論	2			2					【和田】		
	文化施設マネジメント論	2			2					川井田		
	視覚メディアと多文化コミュニケーション	2			2					佐々木		
	日本古典文学	2				2				米田		
	日本現代文学	2				2				岡村		
	日本語と近代	2				2				作田		
	漢文学講読	2				2				(戸崎)		
	国際交流と異文化理解	2					2			ギンナン		
	アメリカ地域文化論	2					2			中		

区分	授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考		
			1年		2年		3年		4年					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
選択II	実践外国語(中国語・韓国語)I	2					2				柳			
	実践外国語(中国語・韓国語)II	2						2			柳			
	芸術学実践	2					2				筒井宏			
	ビジュアル・アーツ実践(視覚メディア)	2					2				佐々木			
	地域学総説B	1					1				関係教員			
	地域学総説C	1					1				関係教員			
	日本近代史	2						2			岸本			
	古環境調査法	2						2			中原			
	歴史資料保存論	2						2			李			
	英語学概論	2						2			中尾雅			
	英米文学講読	2						2			杉村			
	アートマネジメント実践	2						2			五島			
	パフォーミング・アーツ実践(身体表現)	2						2			木野			
	国際地域文化特殊研究I	2					2				関係教員			
	国際地域文化特殊研究II	2						2			関係教員			
	国際地域文化調査実習I	1					2				関係教員			
	国際地域文化調査実習II	1						2			関係教員			
	地域フィールド演習A	1	1・1								教務部会			
	地域フィールド演習B	1	1・1								教務部会			
	海外フィールド演習A	2			2・2						教務部会			
	海外フィールド演習B	1			1・1						教務部会			
	海外フィールド演習C	1			1・1						教務部会			
	インターンシップA	2					3・3				教務部会			
	インターンシップB	1					1.5・1.5				教務部会			
	インターンシップC	1					1.5・1.5				教務部会			
	融合合ラボ	1					1・1				関係教員			
(全ての地域学部専門科目の中から)											* 8単位まで			
小計			109								45単位以上修得			
合計			169								合計 88単位以上修得			

注1)インターンシップは、2単位まで卒業要件として認定する。

注2)「選択II」の(全ての地域学部専門科目の中から)から、演習・実験科目を除く。

注3)「選択II」の(全ての地域学部専門科目の中から)に、資格等に関する科目を含める。

注4)海外フィールド演習は1年次でも1プログラムまで履修することができる。ただしその場合は卒業要件外単位とする。

別表第2-4

資格等に関する科目(令和5年度)

教員免許状(中学・高等学校)に係る授業科目

授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考		
		1年		2年		3年		4年					
		前	後	前	後	前	後	前	後				
公民学習指導論 I	2			2						高橋他			
公民学習指導論 II	2					2				高橋他			
地理・歴史学習指導論 I	2			2						高橋他			
地理・歴史学習指導論 II	2					2				高橋他			
国語学習指導分析 I	2			2						小笠原			
国語学習指導設計 I	2				2					小笠原			
国語学習指導分析 II	2					2				(住川)			
国語学習指導設計 II	2						2			(住川)			
国語学習内容学研究	2						2			小笠原			
英語学習指導分析	2			2						青山			
英語学習指導設計 I	2				2					青山			
英語学習指導設計 II	2						2			青山			
教育実習指導(中等)	1					1				関係教員			
中等教育実習 I	4									教務部会			
中等教育実習 II	2									教務部会			
中等教育実習 III	2									教務部会			
教職実践演習(中・高)	2							2		関係教員			

学校図書館司書教諭の資格に係る授業科目

授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考		
		1年		2年		3年		4年					
		前	後	前	後	前	後	前	後				
学校経営と学校図書館	2	1·1								(北田)	隔年開講		
学校図書館メディアの構成	2	1·1								(石黒)	隔年開講		
学習指導と学校図書館	2	1·1								(北田)	隔年開講		
読書と豊かな人間性	2	1·1								(北田)	隔年開講		
図書メディアの活用	2	1·1								(石黒)	隔年開講		

学芸員の資格に係る授業科目

授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考		
		1年		2年		3年		4年					
		前	後	前	後	前	後	前	後				
博物館概論	2			2						(西本)			
博物館資料論	2				2					(非常勤)			
博物館展示論	2			2						(越前)			
博物館の活用と教育 I	1				1					高田			
博物館の活用と教育 II	1				1					高田			
博物館実習 I	1					2				関係教員			
博物館実習 III	1							1·1		教務部会	学内実習 館園実習 *履修条件あり		

日本語教員の資格に係る授業科目

授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考		
		1年		2年		3年		4年					
		前	後	前	後	前	後	前	後				
外国語としての日本語教育の実践 I	2			2						【御館】	隔年開講		
外国語としての日本語教育の実践 II	2				2					(非常勤)	隔年開講		

3. 鳥取大学地域学部単位認定規程

第1条 鳥取大学地域学部における授業科目の単位の認定の基礎となる1単位当たりの授業時間数は、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号）第2条第2項の規定に基づき次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------|
| 一 講義 | 15時間 |
| 二 演習 | 15時間又は30時間 |
| 三 実験・実習 | 30時間又は45時間 |

2 卒業研究については、鳥取大学地域学部履修規程（平成16年鳥取大学地域学部規則第1号）及び鳥取大学地域学部卒業研究取扱規程（平成16年鳥取大学地域学部規則第5号）による。

第2条 学生の出席時間数が前条第1項の規定の5分の4に満たないものについては、単位の認定は行わない。

ただし、特別の事情を届け出て認可を得たものにあっては、5分の3以上出席したものについても、単位の認定を行うことができる。

第3条 単位の認定は、筆記試験・論文・報告書及び平常成績等によって行う。

第4条 単位の認定は、100点満点による60点以上をもって合格とする。

2 成績は、S・A・B・C・Fをもって表す。Sは90点以上、Aは89点～80点、Bは79点～70点、Cは69点～60点、Fは59点以下とする。

第5条 第2条の条件を満たした者で、病気その他特別の事情により定期試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

第6条 追試験を受けようとする者は、学期試験終了後1週間以内に、追試験願を担当教員の承認を経て学部長に提出しなければならない。

第7条 再試験の取扱いについては、鳥取大学地域学部再試験規程（平成16年鳥取大学地域学部規則第3号）による。

第8条 筆記試験・論文及び報告書等において不正行為があった場合は、当該期の単位はすべて認めない。この場合の不正行為の認定は、教授会が行う。

第9条 派遣学生及び特別聴講学生の単位の認定は、鳥取大学地域学部派遣学生・特別聴講学生規程（平成16年鳥取大学地域学部規則第8号）による。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(中略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

4. 鳥取大学地域学部再試験規程

第1条 4年次学生に対する再試験は、卒業資格判定時に全学共通科目については2科目4単位以内、専門科目については2科目4単位以内の単位が不足する者に対し、その判定を受けた年次において受験した科目に限り、本人の願い出により行う。

2 実験・実技・実習及び演習（演習のうち全学共通科目の外国語及び特に指定するものを除く。）についてはこれを行わない。

3 3年次学生に対する再試験は、隔年で開講する必修の授業科目のうち、専門科目2科目4単位以内の単位については、その期に受験した科目に限り、本人の願い出により許可がある。ただし、実験・実技・実習及び演習については、前項に準ずる。

第2条 再試験を受けようとする者は、再試験願を、4年次学生にあっては卒業延期が発表された日から、3年次学生にあっては成績一覧表の交付日から、それぞれ1週間以内に、担当教員の承認を経て、学部長に提出しなければならない。

第3条 再試験は、同一授業科目について1回限りとし、願い出後、可能な限り速やかに実施する。

第4条 再試験に合格した場合の成績は、60点とする。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

5. 鳥取大学地域学部転コース選考規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取大学地域学部地域学科に在籍する学生が、その所属するコースを変更しようとする場合（以下「転コース」という。）の手続を定め、公正な転コース手続の実現を目的とする。

(転コースの申請資格)

第2条 次に掲げる要件を満たす学生は、転コースの申請（以下「申請」という。）をすることができる。

- (1) 転コースを希望するに充分な理由があること。
- (2) 当該年度の前期終了時において1期当たり15単位以上を修得していること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、学修上やむを得ない事情がある学生は、その理由を明らかにして、申請をすることができる。

(転コースの申請)

第3条 転コースを希望する学生は、その理由を明記して、所属コース長の許可を得たのち、当該年度の定められた期日までに地域学部長へ申請をしなければならない。

(転コース試験)

第4条 転コース試験の手段、内容、実施方法及び評価方法は、希望先コースが決定する。

(承認)

第5条 転コースの承認については、希望先コースの転コース試験の結果を基に、関係コースの協議に基づき、教務部会で審議のうえ、教授会の議を経るものとする。

(事務)

第6条 転コースに係る事務は、教務係において処理する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取大学地域学部転コース選考申し込み

（平成29年3月3日 教授会承認）

1. 鳥取大学地域学部転コース選考規程の第2条における、具体的な点数、条件等は、各コースで定めるものとする。ただし、取得単位の平均点は75点以上が望ましい。
2. 第3条の期日は、掲示等で周知することとする。
なお、当分の間は10月1日から11月30日までとする。
3. その他詳細については、各コースで定めるものとする。

6. 鳥取大学地域学部卒業研究取扱規程

第1条 学生は、4年次に卒業研究に関する論文（以下「卒業論文」という。）1編を提出するとともに、その内容について発表しなければならない。

第2条 学生は、所属するコースの専任教員の中から卒業研究の指導を受けるものとする。

2 前項以外の教員の指導を学生が希望する場合は、コースが教育上の必要性に基づき決定するものとする。

3 各コースで定められた所定の授業科目的単位を取得していない学生は、指導教員を定めることができない。

第3条 卒業研究の指導教員の届出は、次の順序により行うものとする。

(1) 学生は、3年次の12月1日から12月10日までの間に卒業研究の指導を希望する教員に、その旨を申し出なければならない。

(2) 学生は、前条第2項の規定により指導教員を定めようとする場合は、前号の申し出と同時にその旨をコース長に申出なければならない。

(3) 学生は、3年次の2月末日までに指導教員を学部長に届け出なければならない。

第4条 学生は、4年次に卒業研究に関する履修計画を立案し、指導教員の承認を得なければならない。

第5条 卒業研究の題目は、指導教員の承認を得て、4年次の4月21日から4月30日までの間に学部長に届け出なければならない。

ただし、10月の届出を認める場合がある。この場合の届出は、10月31日までとする。

2 前項での届け出をする場合には、3年以上在学し（休学期間はこれに含めない。）、さらに卒業要件の単位のうち、全学共通科目的単位32単位以上、専門科目的単位60単位以上修得していかなければならない。

3 卒業研究の題目を変更した場合は、指導教員の承認を得て、卒業論文提出時に学部長に届け出なければならない。

第6条 卒業論文は、1月31日までに学部長に提出しなければならない。ただし、1月31日が土曜日にあたるときはその翌々日、日曜日のときは翌日を該当する日に読み替えるものとする。

2 前項の期間に卒業論文を提出できなかった学生は、同一指導教員による同一題目に限り、指導教員の承認を得て卒業研究を継続し、6か月後に卒業論文を提出できるものとする。この場合、3月20日までに卒業研究継続届を学部長に提出しなければならない。

第7条 卒業研究の発表は、各コースで定める日に行うものとする。

第8条 卒業研究の審査は、指導教員を含む二人以上の教員によって行う。

2 審査は、卒業論文、口述試験及び卒業研究の発表によって行い、その方法等については各コースにおいて決定するものとする。

3 審査の結果、不合格となった学生については、第6条第2項の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成29年3月31日以前の入学者については、この規程施行による改正後の規定（第5条第3項の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

7. 鳥取大学地域学部聴講生及び科目等履修生規程

第1条 この規程は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第55条の規定に基づく聴講生及び科目等履修生の取扱いについて定める。

第2条 聴講生及び科目等履修生を志願する者は、次に掲げる書類を所定の期間内に提出しなければならない。ただし、本学の大学院生は第3号及び第4号の書類を省略することができる。

- 一 入学志願票
- 二 履歴書
- 三 卒業（修了）証明書
- 四 所属長の承諾書（現職者の場合）

第3条 聴講及び履修を志願した授業科目のうち、学生の学修に妨げのあるものについては、聴講及び履修を許可しない。

第4条 聴講生及び科目等履修生は、入学を許可された日から定められた期間内に所定の手続きをしなければならない。

第5条 科目等履修生の単位認定については、鳥取大学地域学部単位認定規程に定めるところによる。

2 聴講生に対する単位認定は行わない。

第6条 受講手続、その他受講に関することは、鳥取大学地域学部履修規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

鳥取大学地域学部聴講生及び科目等履修生の実験、実習、演習科目の 履修に関する申し合わせ

平成24年2月9日教務部会承認

聴講生・科目等履修生の実験、実習、演習の受講に関する申し合わせを次のように定める。

- 1 聴講生の実験、実習、演習の授業科目の聴講は原則として認めない。
- 2 科目等履修生の実験、実習、演習の授業科目の履修は、学生の学修の妨げにならない限りにおいて、これを認める。
- 3 2に関わらず、科目等履修生の教育実習及び博物館実習Ⅲの履修については以下のとおりとする。
 - (1) 他大学を卒業した科目等履修生（ただし、鳥取大学大学院に在学中のものを除く）の教育実習の履修は原則として認めない。
 - (2) 教育実習の実習校、実習の履修要件、実習の単位認定については、学部学生と同様とする。
 - (3) 博物館実習Ⅲを受講しようとする科目等履修生は、あらかじめ、実習受け入れについて博物館等の内諾を得ていなければならぬ。
 - (4) 博物館実習Ⅲの履修要件、単位認定については、学部学生と同様とする。

8. 鳥取大学地域学部派遣学生・特別聴講学生規程

第1条 この規程は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第29条及び第54条の規定に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 この規程において、「派遣学生」とは、鳥取大学地域学部（以下「本学部」という。）の学生で、本学部の教育課程の一環として、他の大学又は外国の大学（それぞれ短期大学を含む。以下同じ。）（以下「他大学等」という。）の授業科目を履修する者をいう。

2 「特別聴講学生」とは、他大学等の学生で、当該大学の教育課程の一環として、本学部の授業科目を履修する者をいう。

3 「他大学の長」とは、大学間協議における協議機関の長をいう。

第3条 この規程において、「大学間協議」とは、派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについて、あらかじめ、本学部と当該他大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い、その他、必要な措置に関して行う協議をいう。

2 前項の大学間協議は、教授会の議を経て、学部長が行う。

第4条 派遣学生の取扱いは、大学間協議が成立したものについて行う。ただし、外国の大学にあって、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第5条 派遣学生を志願する者は、派遣学生許可願に、大学間協議に基づく必要書類を添えて、学部長に願い出なければならない。

第6条 前条の願い出があったときは、教授会の議を経て、学部長が当該他大学等の長と協議のうえ、派遣を許可する。ただし、外国の大学に留学を志願する学生については、学則第46条第1項による。

第7条 派遣学生の履修期間は、1学年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により履修期間の延長を願い出たときは、教授会の議を経て、学部長が当該大学等の長と協議のうえ、許可することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

第8条 前条に規定する履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

第9条 派遣学生が他大学等で修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学部で修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位の認定は、当該他大学等の学業成績証明書等により、教授会が行う。

第10条 前条の単位は、授業時間数及び講義形式等を考慮したうえで、本学部の単位に換算する。

2 単位制をとらない外国の大学における学修成果の単位換算は、前項を準用する。

3 前2項の換算は、教授会が決定する。

第11条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに、所定の報告書を学部長に提出しなければならない。ただし、外国の大学に留学した派遣学生にあっては、帰国の日から1か月以内に学部長を経て、学長に提出しなければならない。

第12条 派遣学生は、派遣期間中も学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

第13条 派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、学部長は当該他大学等の長と協議のうえ、学長の承認を得て、派遣許可を取り消すことがある。

(1) 履修の実が、あがらないと認めたとき。

- (2) 本学及び当該他大学等の規則に違背する行為があったとき。
- (3) 授業料、その他の費用の納付の義務を怠ったとき。

第14条 第4条、第6条本文、第7条及び第13条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第4条、第7条及び第13条中「派遣学生」とあるのは、「特別聴講学生」と、第6条本文及び第13条「派遣」とあるのは、「受け入れ」と読み替えるものとする。

第15条 特別聴講学生を志願する者は、次の書類を毎学期始め2か月前（外国の大学の学生の場合は、原則として6か月前）までに、当該他大学等の長を通じて、学部長に提出しなければならない。

特別聴講学生入学願・履歴書・在学証明書・学業成績証明書・他大学等の長の推薦書・健康診断書・身元保証書

第16条 学部長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、当該他大学等の長を経て、本人にその旨通知する。

第17条 特別聴講学生は、大学間協議に基づき、本学部の授業科目を、60単位を超えない範囲内で履修することができる。

第18条 特別聴講学生には、前条の範囲内で、鳥取大学地域学部単位認定規程により、所定の単位を与えるものとする。

第19条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第20条 特別聴講学生にかかる検定料、入学料及び授業料については、学則第8章による。

第21条 受講に関する手続、その他聴講に関することはすべて履修規程による。

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

鳥取大学地域学部特別聴講学生の実験、実習、演習科目の履修に関する申し合わせ

平成27年1月8日教務部会承認

特別聴講学生の実験、実習、演習の受講に関する申し合わせを次のように定める。

- 1 特別聴講学生の実験、実習、演習の授業科目の聴講は原則として認めない。
- 2 1に関わらず、学生の学修の妨げにならない限りにおいて担当教員の承諾がある場合、これを認める。

9. 鳥取大学地域学部教育実習の履修要件等に関する申し合わせ

平成19年11月15日教務部会承認
平成22年7月8日教務部会改正
平成29年2月9日教務部会改正
令和2年2月6日教務部会改正
令和2年12月4日教務部会改正

地域学部学生が教育実習を履修する場合の履修要件等を次のように定める。

1 教育実習を履修しようとする学生は、以下の単位を修得していなければならない。

(1) 総単位数

- ① 特別支援学校教育実習 30 単位以上（1年次終了時までに）
- ② その他の教育実習 60 単位以上（2年次終了時までに）

(2) 学校種別の必要単位（履修中を含んでもよいこととする）

- ① 小学校教育実習 「各教科の指導法」 3科目 6 単位以上
- ② 中学校教育実習・高等学校教育実習 「各教科の指導法」 2 単位以上（実習する教科に限る）
- ③ 特別支援学校教育実習 「特別支援教育に関する科目」 4 単位以上
- ④ 幼稚園教育実習 「保育のカリキュラムと方法」 2 単位及び「保育内容の指導法」
2 領域 4 単位以上

2 懲戒処分等を受けた学生の履修可否については、対象となった行為の内容をもとに、教務部会で決定する。

3 教育実習の単位の認定は、全学の教育実習企画・評価会議の評価結果をもとに、教務部会が行う。

10. 鳥取大学地域学部における専門科目の成績評価に関する申し合わせ

平成 27 年 1 月 8 日

第 17 回教務部会承認

(趣旨)

第 1 この申合せは、鳥取大学地域学部における専門科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第 2 専門科目の成績は、鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項第 3 条に定める評語及び評価基準等に基づき評価するものとする。

(成績評価基準と方法の周知)

第 3 専門科目の授業担当教員は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

(成績の報告)

第 4 専門科目の授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第 5 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後原則として 1 週間以内に「成績評価確認願」により申立てを行うことができる。

- 一 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第 6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、地域学部副学部長（教務担当）を責任者とし、疑義申立ての窓口は、地域学部教務係とする。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員に対し成績評価に関する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第 5 に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、原則として 1 週間以内に回答を行うものとする。

4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として 2 週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、授業担当教員との調整が困難である場合、地域学部長が判断するものとする。

(成績評価の修正等)

第 7 疑義申立ての結果及びその他特別な事情により成績評価の修正等が生じた場合、授業担当教員は地域学部教務係において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第 8 この申合せに定めるもののほか、専門科目の成績評価に関し必要な事項は、教務部会において審議し決定するものとする。

附 記

この申し合わせは、平成27年1月8日から施行する。

(中略)

附 記

この申し合わせは、令和5年4月1日から施行する。

11. 鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程による単位の認定に係る申し合わせ

(平成30年9月13日教務部会承認)

地域学部に在籍する外国人留学生が修得した日本語・日本事情に関する授業科目の単位について、鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程※（平成5年鳥取大学規則第4号）第3条の規定に基づき単位の認定をするに当たっては、同条第1号に規定する「教養科目」は、「教養科目」の科目区分のうち「基幹科目（人文・社会分野）」及び「主題科目」に限るものとする。

※外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程はP.39に掲載。

12. 鳥取大学全学共通科目履修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第24条第3項の規定に基づき、全学共通科目の授業科目、履修方法及び試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通科目及び一般教養科目的科目区分)

第2条 全学共通科目は、農学部共同獣医学科を除く学部及び学科を対象とし、その科目区分は、次のとおりとする。

入門科目

- 大学入門ゼミ
- 情報リテラシー
- キャリア入門
- データサイエンス入門

教養科目

- 基幹科目
- 人文・社会分野
- 自然分野
- 実験演習分野

主題科目

- 人間と文化
- 人間と科学
- 人間と環境
- 健康と生命
- 世界と地域
- 教養ゼミナール

キャリア科目

外国語科目

健康スポーツ科目

2 一般教養科目は、農学部共同獣医学科を対象とし、その科目区分は、次のとおりとする。

大学教育導入科目群

- 人文・社会科学科目群
- 自然科学科目群
- 複合領域科目群
- 外国語科目群

(開設授業科目、単位数及び履修年次)

第3条 全学共通科目及び一般教養科目的科目区分ごとに修得すべき単位数及び履修年次等については、別に定める。

2 全学共通科目及び一般教養科目的科目区分ごとに開設する授業科目及び単位数は、鳥取大学教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）において開設年度の前年度末までに決定する。なお、特に必要と認められる授業科目については、その決定後においても補充することができる。

(外国人留学生の履修及び海外実践教育科目履修の特例)

第4条 第2条に規定するもののほか、外国人留学生のために、日本語・日本事情に関する授業科目を置き、当該授業科目の履修については、鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程（平成5年鳥取大学規則第4号）で定める。

2 第2条に規定するもののほか、海外の教育研究機関と連携し、海外において教育を実施するために、海外実践教育科目を置き、当該授業科目の履修については、鳥取大学における海外実践教育科目の特例に関する規程（平成18年鳥取大学規則第4号）で定める。

（履修手続）

第5条 学生は、毎学期所定の期日までに履修しようとする授業科目を、所定の方法により登録しなければならない。

（単位の認定）

第6条 単位の認定は、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号。以下「単位認定規則」という。）に基づき行う。

（試験）

第7条 定期試験は、原則として学期末に行う。ただし、レポート試験、実技試験等を行う場合には、定期試験を行わないことがある。

2 追試験は、単位認定規則第5条に該当する者について行う。

3 再試験は、当該学部の定める年次に、所定の要件を満たした者に対し、当該年度に受験した授業科目に限り行うことができる。

（既修得単位等の認定）

第8条 学則第32条の規定による本学に入学前の既修得単位（全学共通科目及び一般教養科目に相当する授業科目に限る。）の認定は、必要に応じ教養教育センター（以下「センター」という。）の意見を聴して、当該学部教授会が行う。

（他大学等の授業科目履修及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定）

第9条 学則第29条の規定により他の大学又は外国の大学において履修した授業科目についての単位の認定及び学則第30条の規定により文部科学大臣が別に定める学修を行ったときの単位の認定は、センターからの審査結果の通知に基づき、当該学部教授会が行う。

2 前項の審査方法等については、センター長が別に定める。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修方法等に関し必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、センター長が別に定める。

【参考】

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、在学生は入学年度の規則を適用する。

13. 鳥取大学単位認定規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(授業時間数)

第2条 学則第24条に定める開設授業科目の単位認定にあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、1単位の授業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| 一 講義 | 15時間 |
| 二 演習及び全学共通科目の実技 | 30時間 |
| 三 実験、実習及び実技（全学共通科目の実技を除く。） | 45時間 |
- 2 前項の規定にかかわらず、1単位の授業時間について、各学部において必要と認める場合には、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項に定めるところにより、当該学部において別に定めることができる。
- 3 各学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2項に定める授業の時間を考慮するものとする。

(出席時間数)

第3条 出席時間数が前条第1項及び第2項の規定の5分の4に満たない者については、単位の認定を行わない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められた者については、例外的に同項の規定の5分の3以上出席した者についても、単位の認定を行うことができる。

(単位の認定)

第4条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験（論文及びレポート等を含む。）の上、次条に規定する成績の評価に基づき、単位を認定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、各学部規則の定めるところにより単位を認定するものとする。

(成績の評価)

第5条 成績の評価は、100点満点で採点して60点以上を合格とする。

- 2 成績は、S, A, B, C, Fをもって表し、Sは90点以上、Aは80点～89点、Bは70点～79点、Cは60点～69点、Fは59点以下とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学部で指定する科目については、合否で判定し、合はS、否はFをもって表すものとする。

(追試験)

第6条 追試験は、第3条の条件を満たした者で病気その他特別の事情により試験を受けなかった者について行う。

(受験不正行為による単位不認定)

第7条 試験（論文及びレポートを含む。）において不正行為を行った場合は、当該期の単位はすべて認めない。

(授業料未納により除籍された者の単位不認定)

第8条 学則第80条第3項の規定により除籍された者については、授業料未納期間にかかる単位は認定しない。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和4年度以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者は、この規則による改正後の鳥取大学単位認定規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14. 鳥取大学における成績等の評価及びGPA制度に関する要項

令和5年1月24日
理事（教育担当）裁定

（趣旨）

第1条 この要項は、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号）その他鳥取大学（以下「本学」という。）における関係規則等に定める成績等の評価又はこれに関連する事項について、本学における成績等の評価及びグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績等の平均値をいう。以下「GPA」という。）制度の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要項は、成績等の評価及びGPA制度の取扱いについて必要な事項を定めることにより、教育課程を通じて、学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的とする。

（評語、評価基準及びGP）

第3条 学生が履修した授業科目の成績等に関する評語及び基準並びにグレード・ポイント（各評語に与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

表1 100点満点で採点して成績を判定する授業科目

区分	評語	評点	基 準	GP
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。	4
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。	3
	B	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。	2
	C	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。	1
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。	0

表2 単位の認定ができない授業科目

区分	評語	評点	基 準	GP
不履修	E	無	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。若しくは単位の認定試験を受験していない。（論文及びレポート等の未提出を含む。）又は不正行為により単位が認定されない。	0

表3 合否により成績を判定する授業科目

区分	評語	基 準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

表4 鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第32条及び鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第27条の規定により既修得単位として認定をした授業科目

区分	評語	基 準
認定	N	到達目標を達成している。

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学期GPA」という。）、当該学年における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学年GPA」という。）、及び在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標（以下「累積GPA」という。）の3種類とする。

2 学期GPA、学年GPA及び累積GPA算出の計算式は、次の各号に掲げるとおりとし、算出された数値の少数点第3位以下は四捨五入するものとする。

一 学期GPA算出の計算式

(当該学期の各履修登録科目の単位数×当該科目のGP) の総和

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期における履修登録科目の総単位数)}}{\text{当該学期における履修登録科目の総単位数}}$$

二 学年GPA算出の計算式

(当該学年の各履修登録科目の単位数×当該科目のGP) の総和

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{(当該学年における履修登録科目の総単位数)}}{\text{当該学年における履修登録科目の総単位数}}$$

三 累積GPA算出の計算式

(在学全期間の各履修登録科目の単位数×当該科目のGP) の総和

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{(在学全期間における履修登録科目の総単位数)}}{\text{在学全期間における履修登録科目の総単位数}}$$

(GPA 算出の対象授業科目)

第 5 条 GPA の算出の対象は、各学部・各研究科（以下「学部等」という。）の履修規則等に規定する卒業要件に係る授業科目とする。

- 2 不正行為により単位が認定されなかった授業科目については、履修歴があったものと取り扱い、GPA 算出の対象とする。
- 3 不合格と評価された授業科目又は不履修とされた授業科目については、後に再履修によって合格となった場合であっても、不合格又は不履修の際の GP を含めた全ての GP を GPA 算出の対象とする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目については、GPA 算出の対象としない。
 - 一 合否で成績を判定する授業科目
 - 二 鳥取大学学則第 32 条及び鳥取大学大学院学則第 27 条の規定により既修得単位として認定をした授業科目
 - 三 学部等において GPA 算出の対象から除外する指定をした授業科目
(休学した学生の履修科目の取扱い)

第 6 条 休学に伴い単位が認定されなかった授業科目は、履修歴がなかったこととして取り扱う。ただし、休学が許可される前に単位が認められた授業科目については、修得単位を認め、GPA 算出の対象とする。

(GPA の表示)

第 7 条 学務支援システムの成績修得状況において、学期 GPA、学年 GPA 及び累積 GPA を表示する。

(GPA の活用)

第 8 条 本学は、GPA を教育内容等の改善、履修指導、学修支援、学生生活支援等に活用するものとする。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、成績評価及び GPA 制度の実施について必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、理事（教育担当）が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、第 3 条の表に示す評語の S を A に、A を B に、B を C に、C を D に、P を S にそれぞれ読み替えて適用する。
- 3 成績の評価基準（平成 20 年度第 10 回教育支援委員会承認）及び受験不正行為により単位を認定されない学生及び学期の中途中途で休学した学生の履修歴についての申合せ（平成 17 年度第 6 回教育支援委員会承認）は廃止する。

15. 鳥取大学における海外実践教育科目の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）第4条第2項の規定に基づき、海外実践教育の授業科目の履修について、特例を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 海外実践教育に関する授業科目及び単位数は次のとおりとし、授業科目の名称には、教育プログラムの内容（国名、連携大学名等）を付記する。

	授業科目	単位数
語学	海外語学学修A	1
	海外語学学修B	2
語学以外の学修	海外実践学修A	1
	海外実践学修B	2
	海外実践学修C	3
	海外実践学修D	4
	海外実践学修E	5

2 前項に掲げる授業科目及び単位数は、教育センター、国際交流センター等において連携大学等との協議のうえ、教育支援委員会で決定する。

(履修手続き及び単位認定の申請)

第3条 前条に掲げる授業科目の履修及び次条に掲げる単位認定を希望する学生は、留学前に所定の様式を所属学部長へ提出するものとする。

(単位の認定)

第4条 学生が第2条に掲げる授業科目を履修し修得した単位は、各学部において全学共通科目又は専門科目（農学部共同獣医学科にあっては一般教養科目及び専門教育科目）の単位として認定することができる。

【参考】

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

16. 鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）第4条第1項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業科目の取扱いについて特例を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 留学生に開設する日本語・日本事情に関する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

授業科目	単位数	
	前期	後期
日本語実践I	1	
日本語実践II		1
日本語の表現技法I	1	
日本語の表現技法II		1
学部留学生のための日本語I	1	
学部留学生のための日本語II		1
日本文化事情I	2	
日本文化事情II		2
日本社会事情I	2	
日本社会事情II		2

(単位の認定)

第3条 留学生が前条に掲げる授業科目を履修し修得した単位は、各学部において定める修得すべき単位数のうち12単位を超えない範囲内において、次に掲げる単位として認定することができる。

- 一 教養科目（農学部共同獣医学科にあっては人文・社会科学科目群及び複合領域科目群）については、8単位までを「日本文化事情」及び「日本社会事情」の単位
- 二 外国語科目（農学部共同獣医学科にあっては外国語科目群）については、6単位までを「日本語実践」、「日本語の表現技法」及び「学部留学生のための日本語」の単位

(単位認定の申請)

第4条 前条に掲げる単位の認定を受けようとする留学生は、所定の様式を所属学部長へ提出するものとする。

2 前項の申請期間は、各学期の末日までとする。

【参考】

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

17. 気象警報発令に伴う授業及び定期試験の取扱いについて

平成21年12月18日
第6回教育支援委員会承認

気象警報発令に伴う授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の取扱いは下記のとおりとする。

1. 授業等の取扱い

- (1) 特別警報（波浪特別警報を除く。）が、鳥取市北部（米子キャンパスにあっては米子市）に午前7時時点で発令されている場合は午前（1時限及び2時限）の授業等を休講とし、午前11時時点で発令されている場合は午後（3時限、4時限及び5時限）の授業等を休講とする。
- (2) 警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が、鳥取市北部（米子キャンパスにあっては米子市）に発令されており、かつ、公共交通機関（鳥取駅、米子キャンパスにあっては米子駅発着のJR）が運休している場合には、教育担当理事（米子キャンパスにあっては医学部長）が実際の天候等を考慮の上、午前（1時限及び2時限）の授業等は午前7時、午後（3時限、4時限及び5時限）の授業等は午前11時を目途に、授業等の実施の可否を判断する。
- (3) 上記以外で特に安全確保が必要と認められる場合は、授業等を休講とする。
- (4) 休講に伴う補講は、原則として各学期に設定する予備日に実施するものとする。ただし、オンライン方式により補講を実施する場合はこの限りではない。

2. 周知の方法

- (1) 特別警報の場合、原則、周知は行わない。
- (2) 警報の場合、次のとおりとする。

- 1) 学務支援システムの掲示板又は鳥取大学ホームページのお知らせ欄に次のとおり掲載する。

午前の授業	午前 7時30分までに掲載
午後の授業	午前11時30分までに掲載

- 2) 学生部から各学部へ連絡し、各学部は掲示等により周知する。
- 3) 非常勤講師については、必要に応じて各学部及び学生部からメール及び電話等により速やかに周知する。

3. 悪天候により通学困難な場合の取扱い

授業等を休講しない場合において、公共交通機関が運休する等のやむをえない事情により学生が授業等を欠席又は遅刻した場合は、授業担当教員は当該学生に対し、不利益を与えないよう配慮するものとする。

付記

- (1) この取扱いは、平成21年12月18日から適用する。
- (2) 「台風の来襲に伴う授業及び定期試験の取扱いについて」は、廃止する。
- (3) この取扱いは、平成27年10月1日から適用する。
ただし、平成27年度後期の予備日については、必要に応じ、教育担当理事（米子キャンパスにあっては医学部長）が設定する。
- (4) この取扱いは、平成27年12月25日から適用する。
- (5) この取扱いは、令和3年3月5日から適用する。

18. 試験における注意事項

受験心得について

1. 履修科目を登録した者以外は受験できない。
2. 試験室においては、静肅にし、試験監督者の指示に従うこと。
3. 特に指定された場合を除き、3人用机には両端に、2人用机には1人着席のこと。4人用以上の机には1人分の間をおくこと。
4. 受験時には学生証を持参し、必ず机上に置くこと。
忘れた場合は、所属学部教務係（医学部1年次は教育センター）に申し出て、仮身分証明書の交付を受け、必ず机上に置くこと又は試験監督者に申し出て指示を受けること。
5. 机の上には、筆記用具、消しゴム、時計（計時機能だけのものに限る。）以外の携行品を置くことはできない。筆箱等は、かばん等に入れて、足下に置くこと。
ただし、持ち込みが許可されているものについては、この限りではない。
6. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切り、かばん等に入れて足下に置くこと。
7. 試験時間中の物品の貸借は認めない。
8. 試験開始時刻に遅れた者は、監督者に申し出て指示を受けること。
9. 監督者から特別の指示がある場合を除き、原則として、試験開始後30分を経過しなければ退室を認めない。
10. 質問がある場合及び体調不良等やむを得ない場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

答案記入上の注意事項について

1. 答案は、鉛筆、シャープペンシル、ボールペン又は万年筆で記入すること。
2. 学生番号、氏名等の必要事項は必ず記入すること。
3. 配布された答案用紙に解答を書ききれない場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

不正行為について

不正行為を行った者に対しては、当該期のすべての単位は認められない。
また、履修登録したものであるので、GPA算出の履修登録単位数に算入する。

19. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱いについて

本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第19条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとします。

該当する学生は、まず所属学部教務係へ連絡をした上で、医師の指示に従い、治療に専念してください。

なお、回復して授業に出席する場合には、「学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症届出書」に医師の診断書（出席停止期間が明記されたもの）若しくは本学所定の治癒証明書を添えて、所属学部教務係へ提出してください。

出席停止となった期間に出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、担当教員に直接確認してください。

○学校保健安全法施行規則に定める感染症の種類と出席停止期間

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症（※）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種 その他の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
	伝染性軟屬腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

※ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限り、出席停止の基準については、別に定める場合がある。

*出席停止期間の基準は上記のとおりですが、症状により個人差がありますので、医師の指示に従ってください。

*感染を防止するため、出席停止期間中は、友人との接触は避けてください。

附録

II. 諸資格取得のための履修方法

1. 学校図書館司書教諭の資格
2. 社会教育主事の任用資格及び社会教育士の称号
3. 社会福祉主事の任用資格
4. 学芸員の任用資格
5. 日本語教員の任用資格
6. 保育士資格

【教員免許状を含めて、諸資格の組み合わせによっては、取得できないものもあります】

1. 学校図書館司書教諭の資格

学校図書館司書教諭は、小、中、高等学校、特別支援学校の学校図書館において、図書視聴覚教育資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、これを児童生徒及び教員に利用させ、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な育成を図る専門職員である。

学校図書館司書教諭の資格は、教育職員免許法（昭和 24 年法律 147 号）に定める小学校・中学校・高等学校又は特別支援学校の教諭の普通免許状を取得し、学校図書館司書教諭講習規程により講習を受け、所定の科目の単位を修得することによって講習修了証書が授与され、取得することができる。

この講習については、毎年官報で公示されるが、本学在学中に当該科目を履修し、所定の単位を修得した者は、上記講習を開設する大学に受講登録等の手続きをすれば、講習には出席せずに修了証書が授与される。

学校図書館司書教諭の資格に必要な科目・単位は次表のとおりである。

学校図書館法施行規則で定める 科目及び単位数		左に該当する授業科目 及び単位数	履修区分	
			必修	選択
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2
情報メディアの活用	2	図書メディアの活用	2	2
合 計	10	合 計		10

2. 社会教育主事の任用資格及び社会教育士の称号

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれ、社会教育活動を行うものに、専門的、技術的な助言と指導を与える専門職員である。

社会教育主事の資格は、社会教育法第 9 条の 4 第 3 号により大学に 2 年以上在学して、62 単位以上を修得し、かつ大学において文科省令で定める社会教育に対する科目の単位を修得した者で、1 年以上社会教育主事補の職にあれば得ることができる。また、社会教育主事講習等規程第 11 条第 3 項により、修得すべき科目の単位を全て修得した場合、社会教育士（養成課程）と称することができる。社会教育士は N P O や企業等と連携や協働して、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わっていくことや、社会教育行政の連携体制の構築に寄与することなどが期待される。

資格及び称号に必要な科目とその単位は、社会教育主事講習等規程第 11 条第 1 項に規定されており、本学部における単位の修得方法は次表のとおりである。

3. 社会福祉主事の任用資格

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の任用においても準用される。社会福祉主事資格を必要とする職種は次のとおりである。

所属機関		職種
行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事[児童福祉事業従事2年以上等]、家庭相談員[児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員
	各種相談所	知的障害者福祉司[知的障害者福祉事業従事2年以上等]、身体障害者福祉司[身体障害者福祉事業従事2年以上等]
		児童福祉司[児童福祉事業従事2年以上等]
社会福祉施設		施設長、生活指導員 等

[]内は、社会福祉主事任用資格に加えて必要な要件

本学部において社会福祉主事の任用資格を得る要件は、社会福祉法第19条に基づき厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業することであるが、本学においては、「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替え等について（平成12年厚生省社会・援護局長通知第2073号）」の規定によって指定科目に相当する授業科目は以下のとおりとなり、そのうち3科目以上の単位を履修することが要件となる。

厚生労働省が定める社会福祉に関する科目	左記に対応する本学設置科目
社会福祉概論	社会福祉（地域創造コース必修科目・2単位）
社会福祉行政論	福祉行政財政（地域創造コース選択科目・2単位）
児童福祉論	子ども家庭福祉（コース共通選択科目・2単位）
保育理論	保育学原論（人間形成コース選択科目・2単位）
地域福祉論	地域福祉（地域創造コース選択科目・2単位）
行政法	行政法（地域創造コース選択科目・2単位）
経済学	経済学（全学共通科目基幹科目・2単位）
心理学	心理学（全学共通科目基幹科目・2単位）
教育学	教育学概論（全学共通科目基幹科目・2単位）

(参考) 社会福祉主事の資格に関する指定科目

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

参考：厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>)

4. 学芸員の任用資格

学芸員は、博物館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を取り扱う専門職員である。

学芸員となるための資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の称号を有し、文科省令に定める博物館に関する科目的単位を修得することによっても得ることができる。

学芸員の資格に必要な科目とその単位は、同法施行規則第1条に規定されており、その科目・単位の本学部における修得方法は次表のとおりである。

博物館法施行規則で定める 科 目 及 び 单 位 数		左に該当する授業科目及び単位数	
生涯学習概論	2	生涯学習論	2 (必修)
博物館概論	2	博物館概論	2 (必修)
博物館経営論	2	文化施設マネジメント論	2 (必修)
博物館資料論	2	博物館資料論	2 (必修)
博物館資料保存論	2	歴史資料保存論	2 (必修)
博物館展示論	2	博物館展示論	2 (必修)
博物館教育論	2	環境教育論 博物館の活用と教育 I	2 (必修) 1 (必修)
博物館情報・メディア論	2	視覚メディアと多文化コミュニティ 博物館の活用と教育 II	2 (必修) 1 (必修)
博物館実習	3	博物館実習 I 博物館実習 II 博物館実習 III	1 (必修) 1 (必修) 1 (必修)
合 計	19	合 計	21

1) 博物館実習 I

学芸員の専門業務のうち、資料の収集、整理及び保管作業を中心に、学内及び資料の収集地等で実習する。

2) 博物館実習 II

学芸員の専門業務のうち、資料の調査・研究方法を学内において実習する。

以下の科目から1科目選択

- ・人文(歴史)系……専門ゼミ I (国際地域文化) (岸本) (高田), 古環境調査法 (中原)
- ・美術系……芸術学実践 (筒井宏)
- ・自然(生物)系……*里山生態実習 I (分類・生態) (永松・唐澤), (古環境調査法 (中原))
- ・自然(地学)系……*流域システム演習 I (地理情報・地形) (小玉),
*流域システム演習 II (流域水文地質) (芳賀・菅森)

注) * の科目は農学部科目です。地域学部学生が受講する場合は、

「他学部履修願」の提出が必要となります。

3) 博物館実習 III (履修条件あり。詳細は次項の履修要項を参照。)

博物館において夏季等休業期間中に博物館の専門業務について実習する。

実習予定者は、自らの専門や卒業研究に関連する分野の講義等を複数履修しておくこと。

博物館実習Ⅲの履修要項

1. 博物館概論、博物館展示論、歴史資料保存論、博物館実習Ⅰの7単位を前年度までに修得している者でなければ、履修することができない。
2. 実習の実施は、3年次以上の長期休業中に出身校所在地の博物館等において1週間（45時間以上）履修しなければならない。
3. 鳥取県出身者の場合は、主に鳥取県立博物館等において実習を行うことになるが、履修希望者の多い場合は、調整することになる。
4. その他必要事項については、別に指示する。

5. 日本語教員の任用資格

日本語教員は、日本語を母語としない者に対し第二言語としての日本語教育を行う教員である。

本学部では、「日本語教育機関の告示基準」（法務省入国管理局平成28年7月22日策定）の第1条第1項第13号口及びその解釈指針において定められた日本語教員の要件に基づいて、以下の表の通り日本語教員資格に必要な科目と単位の修得方法を定めている。

表に定められた単位を修得し、申し出をした者に対して証明書を発行する。

本学部において、日本語教員資格に必要として定めた科目と単位、単位の修得方法は次の通りである。

領域	区分及び単位数	授業科目及び単位数	履修区分		
			必修	選択	
コミュニケーション	社会・文化・地域にかかわる領域	社会・文化・地域 6	多文化共生社会論	2	
			グローバリゼーション論	2	
			国際理解(グローバル・スタディーズ) I (全学共通科目)	2	
			国際理解(グローバル・スタディーズ) II (全学共通科目)	2	
			世界システム論	2	
			20世紀史 II (全学共通科目) *	2	
	教育にかかわる領域		東アジア文化史	2	
			日本近代史	2	
			教育史	2	
			日本古典文学概論	2	
			日本近代文学	2	
			社会言語学入門	2	
言語にかかわる領域	言語と社会	言語と社会 6	日本語と地域	2	
			言語哲学 (全学共通科目) *	2	
			国際交流と異文化理解	2	
			教育学概論 (全学共通科目)	2	
			教育と社会	2	
			比較教育	2	
	言語と心理		認知心理学	2	
			心理学 (全学共通科目)	2	
			発達と教育の心理学 (全学共通科目)	2	
			生涯発達論	2	
			英語学習指導分析	2	
			外国語としての日本語コミュニケーション I *	2	
	言語と教育	言語と教育 12	外国語としての日本語コミュニケーション II *	2	
			外国語としての日本語教育の実践 I *	2	
			外国語としての日本語教育の実践 II *	2	
			英語学習の基礎	2	
			学習科学論	2	
			教育の課程と方法 (ICTの活用含む)	2	
	言語		教育評価	2	
			教育課程と教育方法 (ICTの活用含む)	2	
			日本語構造論 (全学共通科目) *	2	
			日本語記号論 (全学共通科目) *	2	
			日本語と文化	2	
			日本語と近代	2	
			日英語比較文法論	2	
			英語学概論	2	
			合計	76	
			合計	14	
			合計	22	

*は隔年開講。

6. 保育士資格

地域学科人間形成コース幼児教育選修（定員10名）に所属し、下に掲載する「保育士資格取得のための履修要項」に基づいて所定の単位を修得して卒業した者は、保育士登録事務処理センターで登録申請して都道府県知事より保育士証の交付を受けることにより、保育士資格を取得することができる。

幼児教育選修志願票の提出期間及び選考に関する日程は、別途掲示により発表する。

保育士資格取得のための履修要項

平成22年2月18日
鳥取大学地域学部要項

(趣旨)

- 1 この要項は、鳥取大学地域学部履修規程第2条第4項の規定に基づき、保育士の資格取得を希望する者の履修方法について定めるものとする。

(単位の修得)

- 2 保育士の資格取得を希望する地域学科人間形成コース幼児教育選修の学生は、別表第1から別表第3に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日以降の入学者から適用する。

(中 略)

附 則

1. この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2. 令和5年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

告示による教科目				本学における教科の開設状況等			備考
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
教 養 科 目	外国語、体育以外の科目 外国語	不問 演習	6以上 2以上	大学入門ゼミ	講義	2	必修 必修 6単位以上修得
				情報リテラシ	講義	2	
				憲法学	講義	2	
				教育社会学	講義	2	
科 目	外国語	演習	2以上	コミュニケーション英語A	演習	1	必修 必修 必修 必修 必修 必修
				コミュニケーション英語B	演習	1	
				実践英語A	演習	1	
				実践英語B	演習	1	
				総合英語I	演習	1	
				総合英語II	演習	1	
体 育	講義 実技	1 1		スポーツサイエンス入門	講義	2	必修 必修
				健康スポーツ科学実技	実技	1	
設置単位数合計 10単位以上				修得単位数合計 15単位以上			

別表第2

告示による教科目				本学における教科の開設状況等			備考	
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
告示別表第1による教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育学原論	講義	2	必修
		教育原理	講義	2	教育原論	講義	2	必修
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	必修
		社会福祉	講義	2	地域福祉	講義	2	必修
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	必修
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	必修
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	必修
告示別表第1による教科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	教育心理学	講義	2	必修
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	保育心理学	講義	2	必修
		子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	必修
		子どもの保健	講義	2	子どもの精神保健	講義	2	必修
		子どもの食と栄養	演習	2	小児栄養（演）	演習	2	必修
告示別表第1による教科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育のカリキュラムと方法	講義	2	必修
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	必修
		保育内容演習	演習	5	保育内容（言葉）の指導法	演習	2	必修
					保育内容（環境）の指導法	演習	2	必修
					保育内容（人間関係）の指導法	演習	2	必修
		保育内容の理解と方法	演習	4	音楽技能演習Ⅰ	演習	1	必修
					音楽技能演習Ⅱ	演習	1	必修
					造形技能演習	演習	2	必修
					健康スポーツ学習の基礎Ⅰ（演習）	演習	1	必修
		乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	必修
		乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	必修
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	必修
		障害児保育	演習	2	障害児の教育と保育	演習	2	必修
		社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	必修
		子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	必修
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4	必修	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	必修	
総合演習				保育・教職実践演習	演習	2	必修	
設置単位数合計 51 単位以上				修得単位数合計 53 単位以上				

別表第3

告示による教科目				本学における教科の開設状況等			備考			
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
告示別表第2による教科目	保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		人間と教育－教職入門－ 地域教育学入門 教育学概論 人権教育論 教育と社会 学習社会論 病弱児等の生理・病理・心理 発達心理学 認知心理学 幼児の理解と発達相談 知的障害児等の教育診断 知的障害児等の心理・生理・病理 保育内容（表現）の指導法 保育内容（健康）の指導法 幼児と環境 幼児と人間関係 幼児と言葉 幼児と表現 幼児と健康	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 演習 演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	18単位以上修得			
		15以上								
		保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ		実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	} いずれか 2単位修得	
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ				保育実習Ⅲ	実習	2		
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ		演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1	} いずれか 1単位修得	
						保育実習指導Ⅲ	演習	1		
設置単位数合計 18単位以上				修得単位数合計 21単位以上						
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目				専門ゼミⅠ（人間形成）-保育系	演習	2				
				専門ゼミⅡ（人間形成）-保育系	演習	2				

附録

III. その他

1. 地域学部教員名簿
2. 地域学部棟等配置図

地域学部教員名簿

地域学部長	岸 本 覚
教務担当副学部長	塩野谷 齊
教務部会長	塩野谷 齊

学級教員

地域創造コース	多田憲一郎
	白石 秀壽
人間形成コース	吳 永鎬
	中尾 泰斗
国際地域文化コース	杉村 蘭
	キンナン・A・コウジ

教 員 名 簿

地域学部 地域学科

令和5年4月1日現在

コース	職名	氏名	室番号
地域創造コース	教授	小野達也	2140
	教授	塩沢健一	2180
	教授	竹川俊夫	2230
	教授	多田憲一郎	2550
	教授	筒井一伸	2220
	教授	丸祐一	2190
	教授	山下博樹	2200
	教授	村田周祐	2170
	准教授	稻津秀樹	2410
	准教授	大元鈴子	2160
	准教授	佐藤匡	2150
	准教授	竹内潔	3170
	准教授	白石秀壽	2130
	准教授	馬場芳	2250
	講師	川口夏希	2210
	講師	菰田レエ也	2240
人間形成コース	教授	小笠原拓	4130
	教授	河合務	4210
	教授	小林勝年	4180
	教授	塩野谷斎	2540
	教授	鈴木慎一朗	4170
	教授	高橋健司	4280
	教授	寺川志奈子	4250
	教授	溝口達也	4160
	准教授	泉直志	4140
	准教授	呉永鎬	4330
	准教授	関耕二	4110
	准教授	田中大介	4240
	准教授	中尾泰斗	2560
	准教授	畠千鶴乃	2520
	准教授	谷中久和	4230
	准教授	石山雄貴	4220
	講師	青山聰	4270
	講師	福山寛志	2530
	講師	渡邊正人	4200

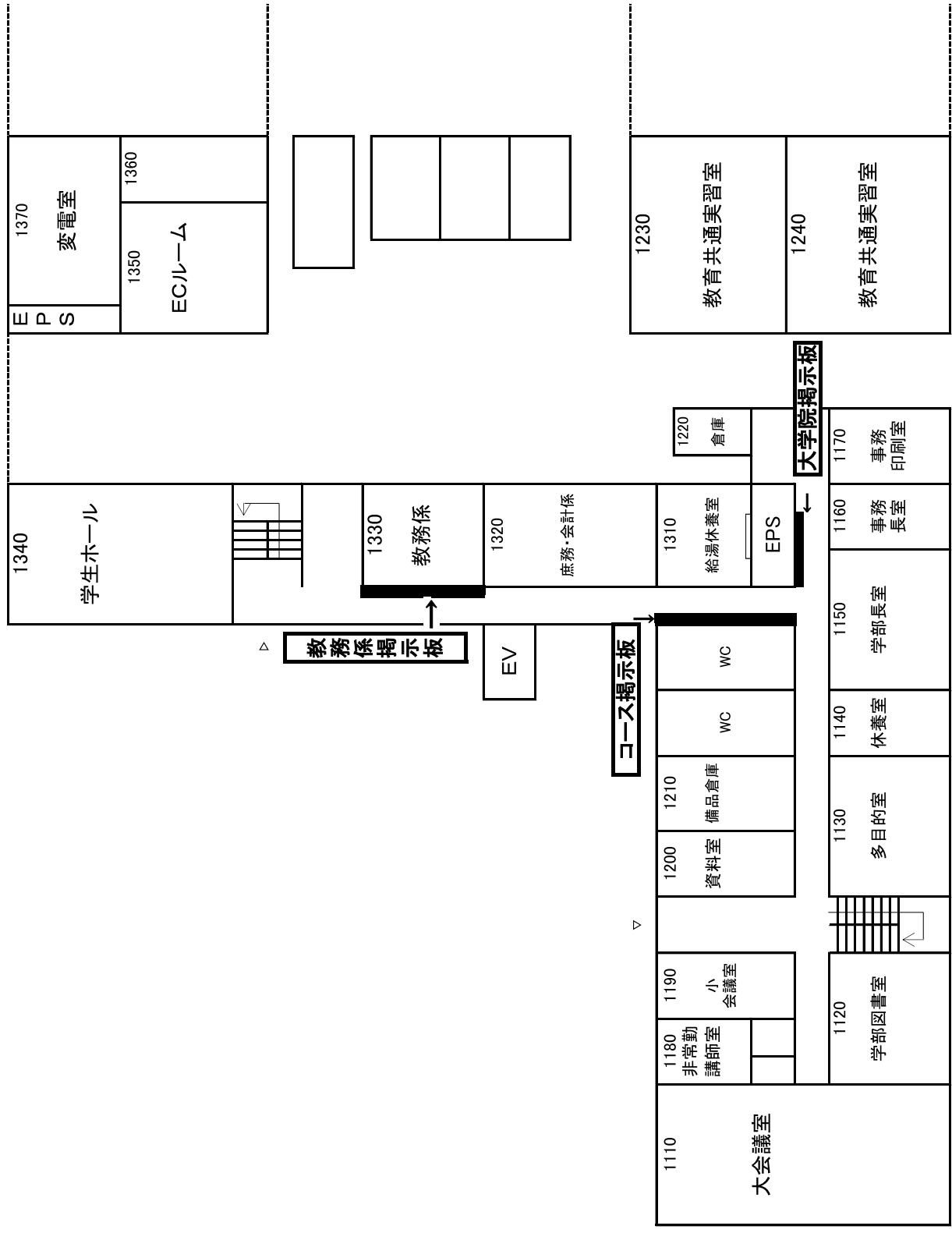
コース	職名	氏名	室番号
国際地域文化コース	教授	川井田 祥子	2680
	教授	岸本 覚	3190
	教授	五島 朋子	2580
	教授	杉村 藍	3210
	教授	高田 健一	3520
	教授	柳 静我	3120
	教授	米田 真理子	3200
	准教授	李 素妍	4550
	准教授	岡村 知子	3230
	准教授	木野 彩子	2700
	准教授	作田 将三郎	3220
	准教授	佐々木 友輔	2600
	准教授	筒井 宏樹	2590
	准教授	中 朋美	3180
	准教授	中尾 雅之	3240
	准教授	中原 計	3550
	講師	ギンナン・A・コウジ	3140

学部外所属

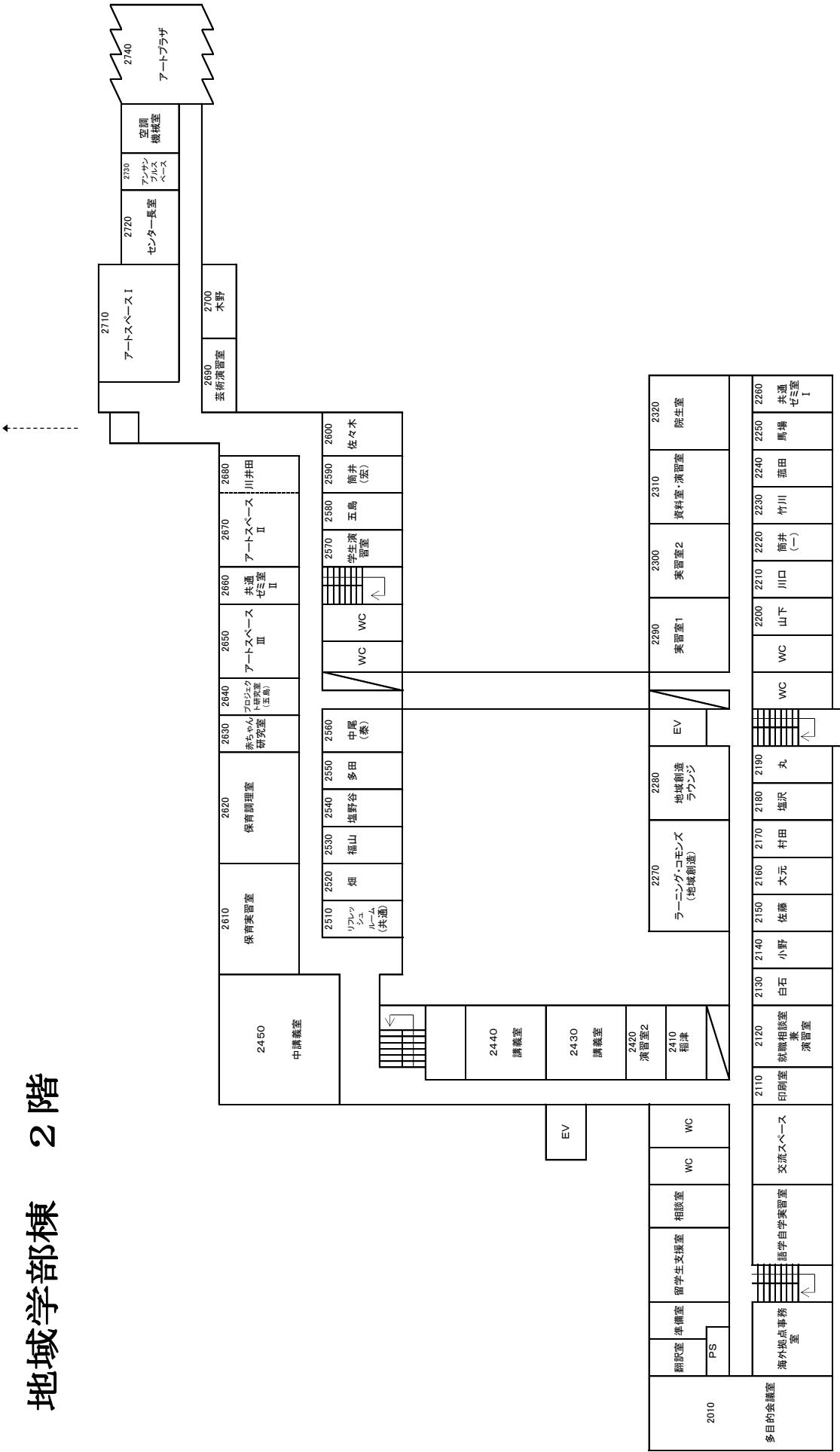
所属	職名	氏名	室番号
教員養成センター	教授	柿内 真紀	教 202
	准教授	石本 雄真	教 205
	准教授	大谷 直史	教 203
国際交流センター	教授	御館 久里恵	共 N1120
	准教授	片桐 準二	共 N1120
教養教育センター	教授	和田 綾子	共 S2110
	教授	武田 元有	共 S3050
工学部	准教授	浅井 秀子	工 3411
農学部	教授	小玉 芳敬	3530
	教授	永松 大	4530
	講師	菅森 義晃	3560

注) 室番号の「教」は教員養成センター、「共」は共通教育棟、「工」は工学部棟を示す。

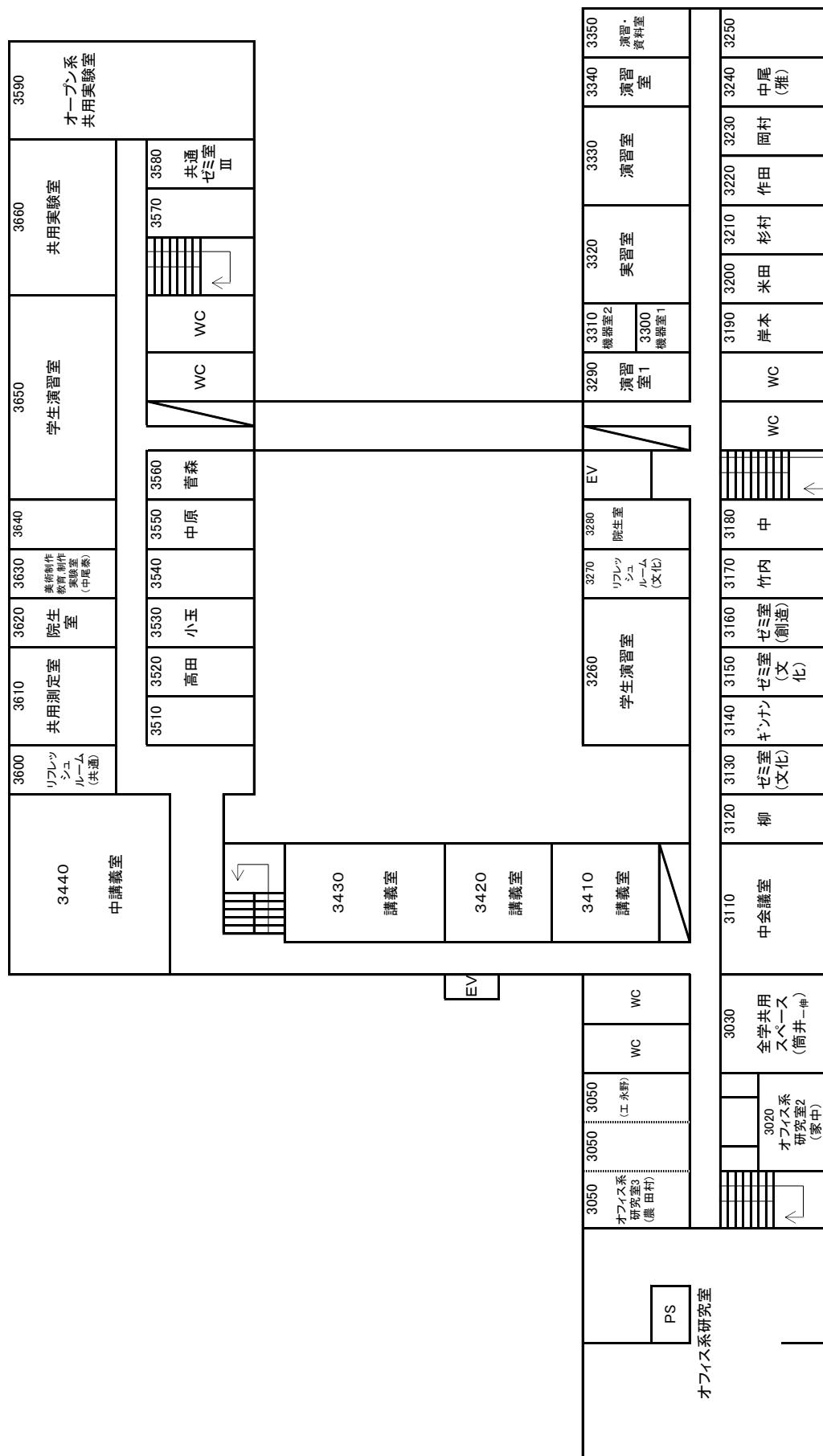
地域学部棟 1階



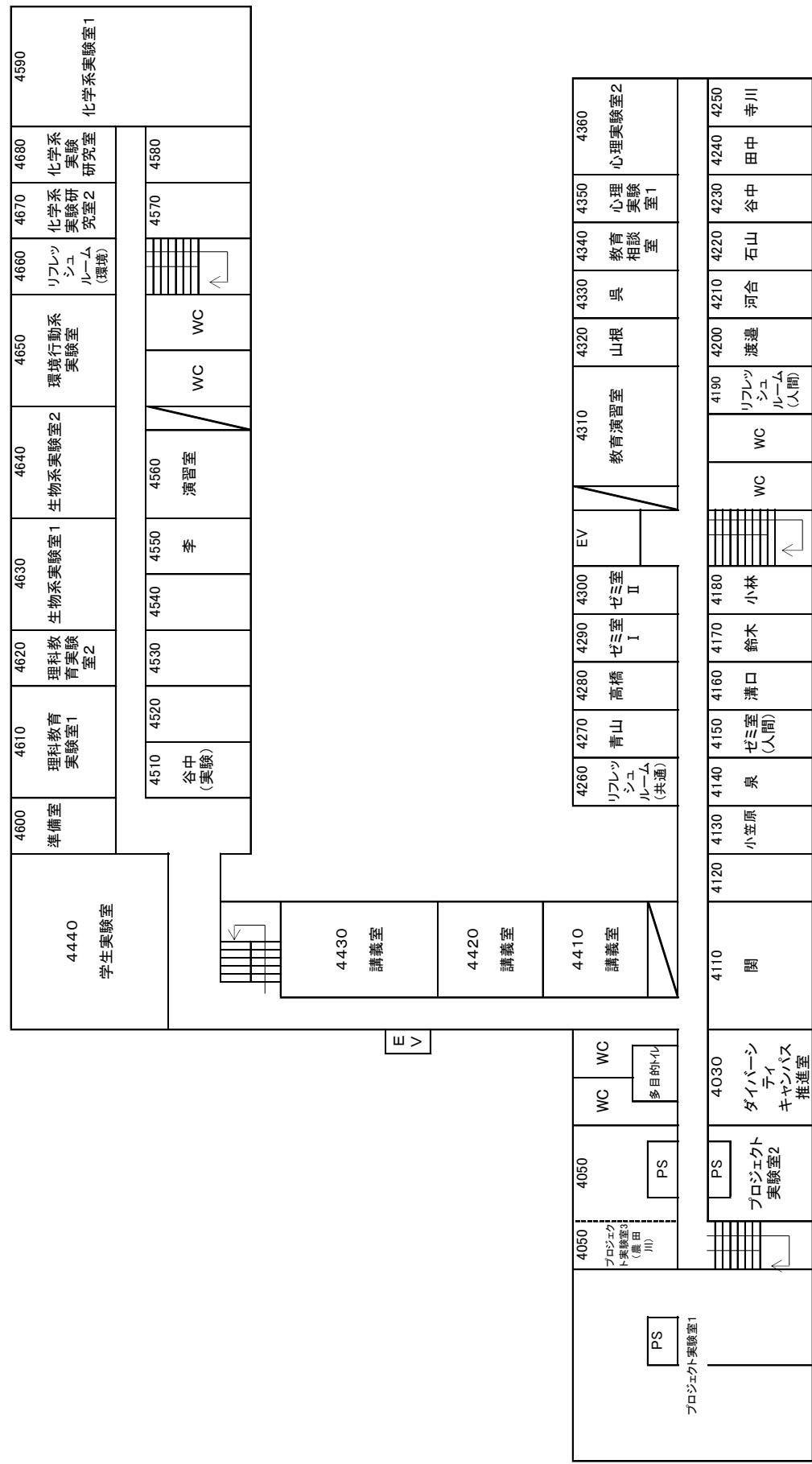
地城学部棟 2 階



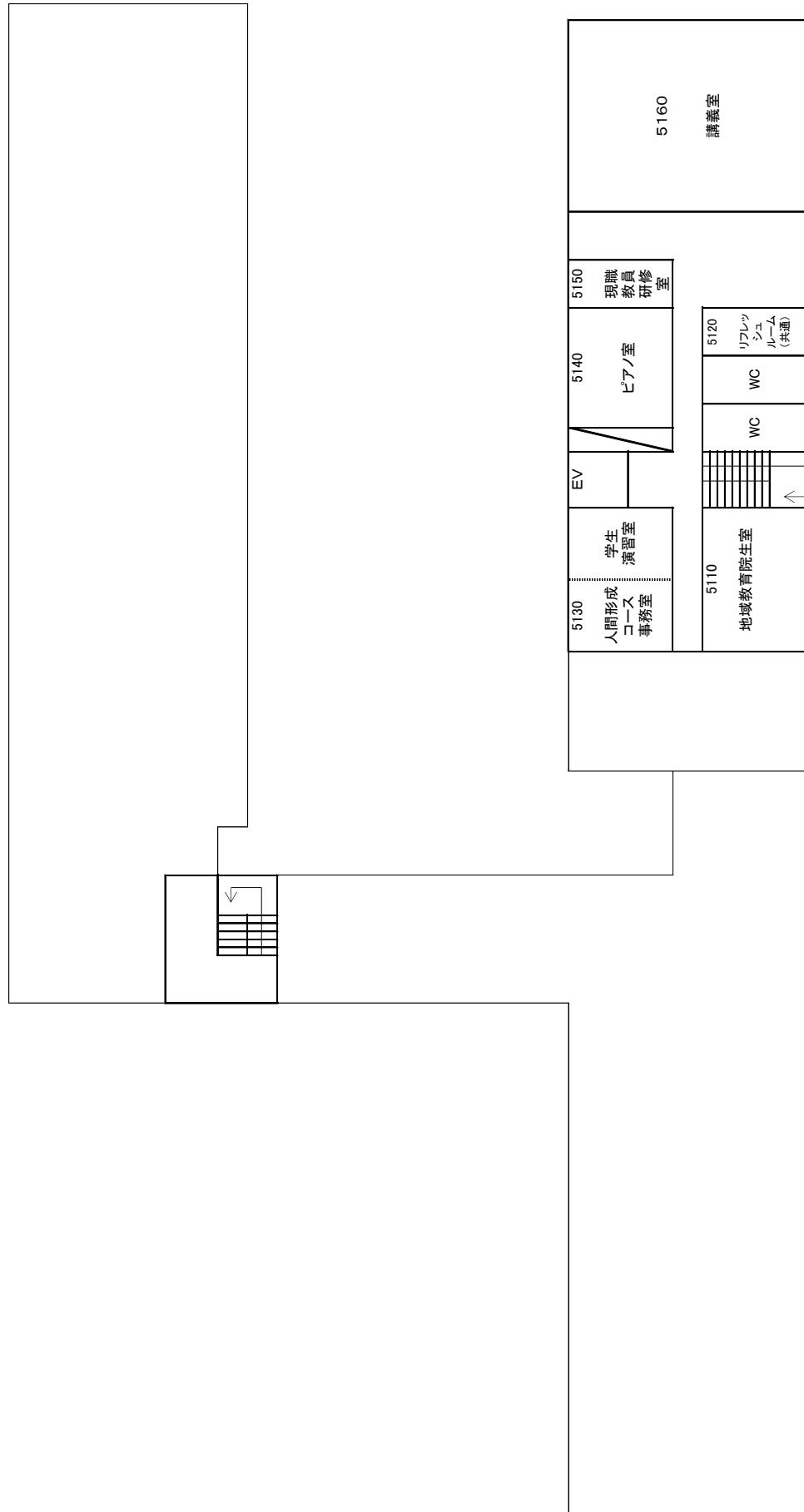
隋書 地域學部 3



地城学部棟 4 階

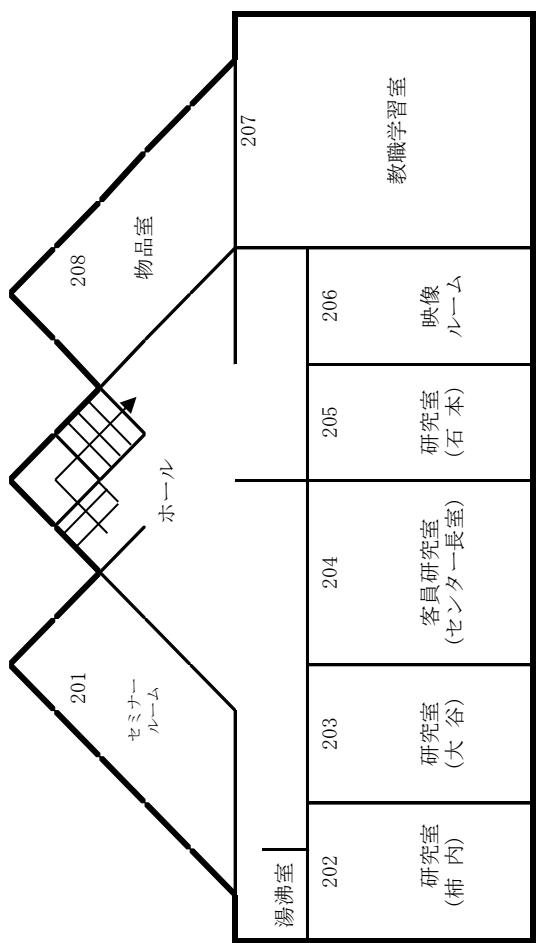


地域学部棟 5階



教員養成センター

2 階



1 階

